

令和3年矢巾町議会定例会3月会議議事日程

令和3年2月18日(木)
午前10時 開 議

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会議期間の決定
- 第3. 施政方針演述並びに教育行政方針演述
- 第4. 請願・陳情
 - 3 請願第1号 高田第三行政区内道路整備に関する請願
- 第5. 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第6. 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第7. 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第8. 議案第4号 令和元年度盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第9. 議案第5号 南昌グリーンハイツ改修工事請負契約の変更について
- 第10. 議案第6号 矢巾町議会議員及び矢巾町長の選挙運動の公営に関する条例の制定について
- 第11. 議案第7号 矢巾町いきいき農村基盤整備事業分担金徴収条例の制定について
- 第12. 議案第8号 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第13. 議案第9号 一般職の職員の給与に関する条例及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第14. 議案第10号 矢巾町農業研修施設設置条例の一部を改正する条例について
- 第15. 議案第11号 矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例について
- 第16. 議案第12号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について

- 第17. 議案第13号 矢巾町交通安全条例の一部を改正する条例について
- 第18. 議案第14号 矢巾町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 第19. 議案第15号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについて
- 第20. 議案第16号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて
- 第21. 議案第17号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第13号）について
- 第22. 議案第18号 令和3年度矢巾町一般会計予算について
- 第23. 議案第19号 令和3年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第24. 議案第20号 令和3年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について
- 第25. 議案第21号 令和3年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第26. 議案第22号 令和3年度矢巾町水道事業会計予算について
- 第27. 議案第23号 令和3年度矢巾町下水道事業会計予算について

議案目次

令和3年矢巾町議会定例会3月会議

1. 請願・陳情
3 請願第 1 号 高田第三行政区内道路整備に関する請願
2. 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
3. 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
4. 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
5. 議案第 4 号 令和元年度盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合一般会計歳入歳出決算の認定について
6. 議案第 5 号 南昌グリーンハイツ改修工事請負契約の変更について
7. 議案第 6 号 矢巾町議会議員及び矢巾町長の選挙運動の公営に関する条例の制定について
8. 議案第 7 号 矢巾町いきいき農村基盤整備事業分担金徴収条例の制定について
9. 議案第 8 号 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
10. 議案第 9 号 一般職の職員の給与に関する条例及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
11. 議案第 10 号 矢巾町農業研修施設設置条例の一部を改正する条例について
12. 議案第 11 号 矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例について
13. 議案第 12 号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について
14. 議案第 13 号 矢巾町交通安全条例の一部を改正する条例について
15. 議案第 14 号 矢巾町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

16. 議案第15号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについて
17. 議案第16号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて
18. 議案第17号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第13号）について
19. 議案第18号 令和3年度矢巾町一般会計予算について
20. 議案第19号 令和3年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について
21. 議案第20号 令和3年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について
22. 議案第21号 令和3年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について
23. 議案第22号 令和3年度矢巾町水道事業会計予算について
24. 議案第23号 令和3年度矢巾町下水道事業会計予算について



矢巾町議会議長
藤原由巳様

分類番号				
保存期限	1・3・5・10・永			
議長	事務局長	事務局員		

受理番号	第 11 号
受理年月日	令和3年1月26日

令和3年1月26日

請願者

紫波郡矢巾町大字高田第14地割5番地7

高田第三行政区自治会

会長 中村 滋



高田第三行政区内道路整備に関する請願

紹介議員

昆秀一 

吉田喜博 

高田第三行政区内道路整備に関する請願

請願の趣旨

現在、当高田第三行政区内の生活道路は幅員も狭く殆どが狭隘の道路となっており、今の車社会に対する道路整備状況とは程遠い状況となっています。

この狭隘な道路では地域住民同士の車でさえ相互通行もままならず、ましてや近年は緊急車両も大型化が進み、当地区内の狭隘な道路では進入することも儘ならず、火災発生や災害時には被害が拡大する恐れもあります。

また、救急車においては、救急要請があっても救急車が救急要請者宅に到着することが出来ず、離れた場所から救急隊員が徒歩で救急要請者宅に出向いている実態もあり、命を守る活動にも支障が出かねない状態であります。

令和元年9月に岩手医科大学附属病院が本町に移転したことをうけ、従来からの国道4号線矢巾口交差点の渋滞に一層の拍車がかかり、朝夕の通勤時に矢巾口の渋滞回避として当地区内の道路がバイパス道路として利用され、下田工業団地方面から進入してくる車両が、矢巾東小学校、矢巾北中学校の児童・生徒が利用する通学路にも入り込み、何時交通事故が発生しても可笑しくない状況となっております。

更に当地区内には食品製造工場が住宅地内に進出し、平成元年に増築工事が行われ、運搬車両の出入りが道路上で行われ一般住民車両の通行にも支障もきたしている状況にあります。

このような地域内の道路状況について、平成2年3月開催の高田第三行政区自治会総会において地区内道路の整備・改善を図るために道路検討委員会の設置について提案し、決議を頂いたところであります。

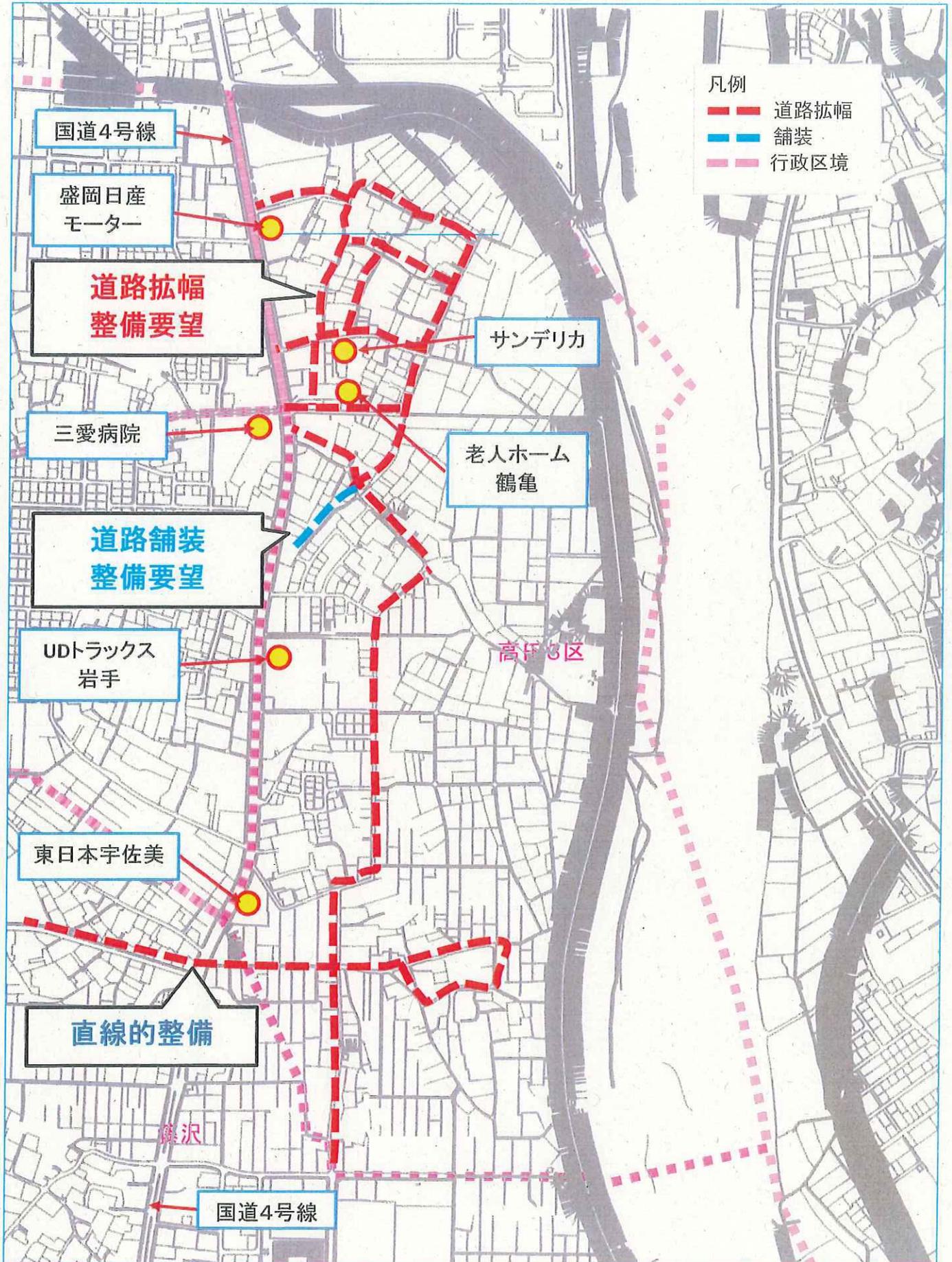
この決議に基づき、役場担当課のご指導を受け、地域住民による道路検討委員会を複数回開催し、検討結果素案をもって令和2年11月に地域住民に対して報告会を開催したところ、早期に整備・改善が図れるよう取り進めてほしいとの強い意見が出されました。

つきましては、本請願のご趣旨をご理解いただき、地域住民が安全で安心して暮らせるよう、また、地域住民の熱い願いがこもっている高田第三行政区内道路整備について請願いたします。

請願事項

別添「高田第三行政区道路整備要望箇所」に示す、道路拡張整備要望(赤色破線)及び道路舗装整備要望(水色破線)の道路改良、新設

高田第三行政区道路整備要望箇所



同意書

令和3年1月26日

矢巾町議会議長
藤原由巳様

紫波郡矢巾町大字高田第14地割5番地7
高田第三行政区自治会
会長 中村 滋



私は、矢巾町個人情報保護条例（平成17年矢巾町条例第2号）第5条第1項第1号の規定により、提出した請願書に係る個人情報（住所、団体名及び氏名）を公開することに同意します。

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和3年2月18日提出

矢巾町長 高橋昌造

記

住所 矢巾町大字 第 地割 番地

氏名

昭和 年 月 日生

諮問第2号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和3年2月18日提出

矢巾町長 高橋昌造

記

住 所 矢巾町大字 第 地割 番地

氏 名

昭和 年 月 日生

諮問第3号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和3年2月18日提出

矢巾町長 高橋昌造

記

住所 矢巾町大字 第 地割 番地

氏名

昭和 年 月 日生

議案第4号

令和元年度盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合一般会計歳入歳出決算の認定について

令和元年度盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合一般会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年2月18日提出

矢巾町長 高橋昌造

令和元年度

盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合
一般会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 分担金及び負担金		104,660,000
	1 負担金	104,660,000
2 使用料及び手数料		41,469,000
	1 使用料	41,467,000
	2 手数料	2,000
3 財産収入		78,321,000
	1 財産運用収入	2,321,000
	2 財産売却収入	76,000,000
4 繰入金		18,586,000
	1 基金繰入金	18,586,000
5 繰越金		24,000,000
	1 繰越金	24,000,000
6 諸収入		1,384,000
	1 組合預金利子	1,000
	2 受託事業収入	1,382,000
	3 雑入	1,000
歳 入 合 計		268,420,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
104,660,000	104,660,000	0	0	0
104,660,000	104,660,000	0	0	0
42,658,091	42,592,132	60,772	5,187	△1,123,132
42,640,691	42,575,832	59,772	5,087	△1,108,832
17,400	16,300	1,000	100	△14,300
78,321,999	78,321,999	0	0	△999
2,321,999	2,321,999	0	0	△999
76,000,000	76,000,000	0	0	0
18,586,000	18,586,000	0	0	0
18,586,000	18,586,000	0	0	0
24,183,114	24,183,114	0	0	△183,114
24,183,114	24,183,114	0	0	△183,114
1,538,943	1,538,943	0	0	△154,943
17	17	0	0	983
1,382,000	1,382,000	0	0	0
156,926	156,926	0	0	△155,926
269,948,147	269,882,188	60,772	5,187	△1,462,188

歳 出

款	項
1 議会費	1 組合議会費
2 総務費	1 総務管理費
	2 監査委員費
3 衛生費	1 保健衛生費
	2 清掃費
4 予備費	1 予備費
歳 出 合 計	

歳入歳出差引残額

6,268,797 円

(単位：円)

予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
374,000	232,997	0	141,003	141,003
374,000	232,997	0	141,003	141,003
26,637,000	23,122,012	0	3,514,988	3,514,988
26,553,000	23,062,406	0	3,490,594	3,490,594
84,000	59,606	0	24,394	24,394
240,909,000	240,258,382	0	650,618	650,618
217,858,000	217,288,322	0	569,678	569,678
23,051,000	22,970,060	0	80,940	80,940
500,000	0	0	500,000	500,000
500,000	0	0	500,000	500,000
268,420,000	263,613,391	0	4,806,609	4,806,609

令和元年度

盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合一般会計

歳入歳出決算事項別明細書

入 歳

歳入

款	項	目	予 算				現 額	節 区 分	
			当 予 算	初 額	補 予 算	正 額			
1 分担金及び 負担金			75,784,000		28,876,000	0	104,660,000		
	1 負担金		75,784,000		28,876,000	0	104,660,000		
		1 負担金		75,784,000		28,876,000	0	104,660,000	1 組合市町負 担金
2 使用料及び 手数料			70,609,000		△29,140,000	0	41,469,000		
	1 使用料		70,607,000		△29,140,000	0	41,467,000		
		1 専用水道使 用料		43,897,000		△18,135,000	0	25,762,000	1 専用水道使 用料
			2 滞納繰越分						2 滞納繰越分
	2 下水道使 用料		26,710,000		△11,005,000	0	15,705,000	1 下水道使 用料	
		2 滞納繰越分						2 滞納繰越分	
	2 手数料			2,000		0	0	2,000	
1 総務手数料			2,000		0	0	2,000	1 総務手数料	
		2 滞納繰越分						2 滞納繰越分	

(単位：円)

	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	備 考
金 額					
	104,660,000	104,660,000	0	0	
	104,660,000	104,660,000	0	0	
	104,660,000	104,660,000	0	0	
104,660,000	104,660,000	104,660,000	0	0	盛岡市 36,774,000 矢巾町 67,886,000
	42,658,091	42,592,132	60,772	5,187	
	42,640,691	42,575,832	59,772	5,087	
	26,456,459	26,416,555	36,379	3,525	
25,761,000	26,309,823	26,305,536	4,287	0	専用水道使用料 26,305,536
1,000	146,636	111,019	32,092	3,525	専用水道使用料滞納繰越分 111,019
	16,184,232	16,159,277	23,393	1,562	
15,704,000	16,079,085	16,077,023	2,062	0	下水道使用料 16,077,023
1,000	105,147	82,254	21,331	1,562	下水道使用料滞納繰越分 82,254
	17,400	16,300	1,000	100	
	17,400	16,300	1,000	100	
1,000	14,100	14,100	0	0	督促手数料 14,100
1,000	3,300	2,200	1,000	100	督促手数料 2,200

2 使用料及び手数料 2 手数料

歳入

款	項	目	予 算				現 額	節 区 分
			当 予 算	初 額	補 予 算	正 額		
3	財産収入		3,481,000		74,840,000	0	78,321,000	
	1	財産運用収入	3,481,000		△1,160,000	0	2,321,000	
		1	財産貸付収入		△1,160,000	0	2,320,000	
								1 土地貸付収入
		2	利子及び配当金	1,000	0	0	1,000	
								1 利子及び配当金
	2	財産売却収入	0		76,000,000	0	76,000,000	
		1	不動産売却収入	0	76,000,000	0	76,000,000	
								1 不動産売却収入
4	繰入金		18,586,000		0	0	18,586,000	
	1	基金繰入金	18,586,000		0	0	18,586,000	
		1	財政調整基金繰入金	18,586,000	0	0	18,586,000	
								1 財政調整基金繰入金
5	繰越金		3,000,000		21,000,000	0	24,000,000	
	1	繰越金	3,000,000		21,000,000	0	24,000,000	
		1	繰越金	3,000,000	21,000,000	0	24,000,000	
								1 繰越金

(単位：円)

	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	備 考
金 額					
	78,321,999	78,321,999	0	0	
	2,321,999	2,321,999	0	0	
	2,320,000	2,320,000	0	0	
2,320,000	2,320,000	2,320,000	0	0	土地貸付収入 2,320,000
	1,999	1,999	0	0	
1,000	1,999	1,999	0	0	財政調整基金利子 1,999
	76,000,000	76,000,000	0	0	
	76,000,000	76,000,000	0	0	
7,600,000	76,000,000	76,000,000	0	0	土地売却収入 76,000,000
	18,586,000	18,586,000	0	0	
	18,586,000	18,586,000	0	0	
	18,586,000	18,586,000	0	0	
18,586,000	18,586,000	18,586,000	0	0	財政調整基金繰入金 18,586,000
	24,183,114	24,183,114	0	0	
	24,183,114	24,183,114	0	0	
	24,183,114	24,183,114	0	0	
24,000,000	24,183,114	24,183,114	0	0	前年度歳計繰越金 24,183,114

5 繰越金

1 繰越金

6 諸収入

1 組合預金利子

歳入

款	項	目	予 算				現 額	節 区 分		
			当 予 算	初 額	補 予 算	正 額				
6 諸収入			1,384,000			0	0	1,384,000		
	1 組合預金利子		1,000			0	0	1,000		
		1 組合預金利子	1,000			0	0	1,000	1 組合預金利子	
	2 受託事業収入		1,382,000			0	0	1,382,000		
		1 公園管理受託事業収入	1,382,000			0	0	1,382,000	1 公園管理受託事業収入	
	3 雑入		1,000			0	0	1,000		
		1 雑入	1,000			0	0	1,000	1 雑入	
	歳入合計			172,844,000		95,576,000	0	0	268,420,000	

(単位：円)

	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	備 考
金 額					
	1,538,943	1,538,943	0	0	
	17	17	0	0	
	17	17	0	0	
1,000	17	17	0	0	歳計現金預金利子 17
	1,382,000	1,382,000	0	0	
	1,382,000	1,382,000	0	0	
1,382,000	1,382,000	1,382,000	0	0	都市公園管理受託事業収入 1,382,000
	156,926	156,926	0	0	
	156,926	156,926	0	0	
1,000	156,926	156,926	0	0	地方公務員災害補償基金負担金還付金 2,907 水道賠償責任保険等解約保険料 48,043 雇用保険料被保険者負担金 37,469 メーター検針料 22,240 鉄くず等売払収入 46,267
	269,948,147	269,882,188	60,772	5,187	

6 諸収入

3 雑入

歲 出

1 議会費

1 組合議会費

歳出

款	項	目	予 算				現 額		計	節	
			当 予 算	初 額	補 予 算	正 額	継 続 費 及 び 繰 上 り 費 額	予 備 費 支 出 及 び 流 用 増 減		区 分	
1 議会費			374,000			0	0	0	374,000		
	1 組合議会費		374,000			0	0	0	374,000		
		1 組合議会費		374,000			0	0	0	374,000	
			1	報酬							
			9	旅費							
			10	交際費							
11	需用費										
12	役務費										
2 総務費			30,298,000		△3,661,000		0	0	26,637,000		
	1 総務管理費		30,214,000		△3,661,000		0	0	26,553,000		
		1 一般管理費		12,126,000		△85,000		0	0	12,041,000	
			1	報酬							
2	給料										
3	職員手当等										

(単位：円)

金額	支出済額	翌年度繰越額			不用額	備考
		継続費 通次繰越	繰越 明許費	事故 繰越		
	232,997	0	0	0	141,003	
	232,997	0	0	0	141,003	
	232,997	0	0	0	141,003	
234,000	208,997	0	0	0	25,003	議長報酬 32,500 副議長報酬 29,166 議員報酬 147,331
15,000	0	0	0	0	15,000	
20,000	0	0	0	0	20,000	
102,000	24,000	0	0	0	78,000	食糧費 24,000
3,000	0	0	0	0	3,000	
	23,122,012	0	0	0	3,514,988	
	23,062,406	0	0	0	3,490,594	
	10,583,536	0	0	0	1,457,464	
2,703,000	2,482,623	0	0	0	220,377	管理者報酬 46,000 副管理者報酬 80,000 一般職非常勤職員報酬 2,343,600 一般職非常勤職員割増報酬 13,023
3,063,000	3,062,400	0	0	0	600	一般職給料 3,062,400
877,000	698,938	0	0	0	178,062	期末手当 388,542 勤勉手当 233,124 時間外勤務手当 7,672 通勤手当 69,600

2 総務費

1 総務管理費

2 総務費

1 総務管理費

歳出

款	項	目	予 算				現 額		計	節 区 分
			当 予 算	初 額	補 予 算	正 額	継 続 費 及 び 繰 越 事 業 費 繰 越 額	予 備 費 支 出 及 び 流 用 増 減		
									4 共済費	
									9 旅費	
									10 交際費	
									11 需用費	
									12 役務費	
									13 委託料	
									14 使用料及び 賃借料	
									19 負担金、補 助及び交付 金	
		2 財産管理費	2,478,000		85,000		0	0	2,563,000	
									1 報酬	
									11 需用費	

(単位：円)

金額	支出金額	翌年度繰越額			不用額	備考
		継続費 通次繰越	繰越 明許費	事故 繰越		
1,202,000	1,002,928	0	0	0	199,072	市町村職員共済組合負担金 811,194 地方公務員災害補償基金負担金 14,524 一般職非常勤職員社会保険料 107,800 労働保険料 69,410
51,000	24,000	0	0	0	27,000	一般職非常勤職員費用弁償 24,000
40,000	3,888	0	0	0	36,112	管理者交際費 3,888
379,000	129,787	0	0	0	249,213	消耗品費 115,531 食糧費 1,296 印刷製本費 12,960
391,000	326,879	0	0	0	64,121	郵便料 9,150 残高証明発行手数料 1,092 職員健康診断料 52,637 申告事務費 110,000 機器処分料 154,000
2,050,000	1,569,308	0	0	0	480,692	コンピュータ保守管理業務委託料 1,178,508 消費税申告業務委託料 110,000 元号改正プログラム変更業務委託料 280,800
1,235,000	1,233,137	0	0	0	1,863	システム開発リース料 956,448 テレビ受信料 14,545 コピー料金 262,144
50,000	49,648	0	0	0	352	市町村職員健康福利機構負担金 12,648 非常勤特別職災害補償負担金 20,000 公平委員会負担金 11,000 労働基準協会会費 6,000
	2,168,671	0	0	0	394,329	
36,000	5,800	0	0	0	30,200	一般職非常勤職員報酬 5,800
952,000	705,031	0	0	0	246,969	消耗品費 9,187 燃料費 121,443 事務所電気料 405,681

2 総務費

1 総務管理費

2 総務費

1 総務管理費

歳出

款	項	目	予 算				現 額		計	節 区 分
			当 予 算	初 額	補 予 算	正 額	継 続 費 及 び 繰 越 額	予 備 費 支 出 及 び 流 用 増 減		
									12 役務費	
									13 委託料	
									14 使用料及び 賃借料	
									19 負担金、補 助及び交付 金	
									27 公課費	
		3 道路維持費	12,566,000	△2,860,000		0	0	9,706,000	1 報酬	
									7 賃金	
									11 需用費	
									12 役務費	

(単位：円)

金額	支出済額	翌年度繰越額			不用額	備考
		継続費 通次繰越	繰越 明許費	事故 繰越し		
						事務所水道・下水道使用料 62,315 自動車等点検修繕料 6,328 建物等修繕料 97,200 殺虫剤代 2,877
463,000	369,900	0	0	0	93,100	電話料 239,162 建物共済保険料 70,612 自動車共済保険料 13,140 廃棄物処分料 27,500 モップクリーニング代 19,486
465,000	464,340	0	0	0	660	事務所警備業務委託料 464,340
14,000	0	0	0	0	14,000	
624,000	623,600	0	0	0	400	国有資産等所在市町村交付金 623,600
9,000	0	0	0	0	9,000	
	8,096,000	0	0	0	1,610,000	
67,000	66,062	0	0	0	938	一般職非常勤職員報酬 66,062
63,000	27,200	0	0	0	35,800	臨時的任用職員賃金 27,200
3,000,000	1,929,956	0	0	0	1,070,044	燃料費 60,753 街路灯電気料 1,162,263 自動車点検修繕料 706,940
609,000	443,140	0	0	0	165,860	自動車共済保険料 178,140 自動車損害賠償責任保険料 65,660 自動車車検手数料 8,710 ロード特定自主検査手数料 33,000 無線設備点検料・撤去料 108,150 街路樹害虫駆除料 49,480

2 総務費

1 総務管理費

2 総務費

1 総務管理費

歳出

款	項	目	予 算				現 額		計	節 区 分
			当 予 算	初 額	補 予 算	正 額	継 続 費 及 び 繰 越 事 業 費 繰 越 額	予 備 費 支 出 及 び 流 用 増 減		
									13 委託料	
									14 使用料及び 賃借料	
									19 負担金、補 助及び交付 金	
									27 公課費	
		4 緑地管理費	1,662,000	△288,000		0	0	1,374,000		
									1 報酬	
									11 需用費	
									12 役務費	
									13 委託料	
		5 公園管理費	1,382,000	△513,000		0	0	869,000		
									1 報酬	
									4 共済費	
									11 需用費	
									12 役務費	

(単位 : 円)

金額	支出金額	翌年度繰越額			不用額	備考
		継続費 通次繰越	繰越 明許費	事故 繰越		
5,046,000	4,938,642	0	0	0	107,358	街路樹管理業務委託料 2,376,000 道路除草業務委託料 1,174,772 道路除雪業務委託料 1,387,870
796,000	567,600	0	0	0	228,400	除雪車両賃借料 567,600
17,000	16,300	0	0	0	700	電波利用料 16,300
108,000	107,100	0	0	0	900	自動車重量税 107,100
	1,350,042	0	0	0	23,958	
105,000	104,400	0	0	0	600	一般職非常勤職員報酬 104,400
59,000	35,994	0	0	0	23,006	案内板電気料 34,206 殺虫剤代 1,788
99,000	98,960	0	0	0	40	樹木害虫駆除料 98,960
1,111,000	1,110,688	0	0	0	312	除草業務委託料 1,110,688
	864,157	0	0	0	4,843	
686,000	686,000	0	0	0	0	一般職非常勤職員報酬 686,000
11,000	10,325	0	0	0	675	労働保険料 10,325
133,000	131,112	0	0	0	1,888	消耗品費 64,012 修繕料 67,100
39,000	36,720	0	0	0	2,280	花壇耕起料 18,360 樹木害虫駆除料 18,360

2 総務費

1 総務管理費

2 総務費

2 監査委員費

歳出

款	項	目	予 算				現 額		計	節 区 分
			当 予 算	初 額	補 予 算	正 額	継 続 費 及 び 繰 上 り 費 額	予 備 費 支 出 及 び 流 用 増 減		
	2	監査委員費	84,000			0	0	0	84,000	
		1	84,000			0	0	0	84,000	
										1 報酬
										9 旅費
										11 需用費
3			141,672,000		99,237,000		0	0	240,909,000	
	1	保健衛生費	107,159,000		110,699,000		0	0	217,858,000	
		1	107,159,000		110,699,000		0	0	217,858,000	
										1 報酬
										2 給料
										3 職員手当等
										4 共済費
										9 旅費
										11 需用費

(単位：円)

金額	支出金額	翌年度繰越額			不用額	備考
		継続費 通次繰越	繰越 明許費	事故 繰越し		
	59,606	0	0	0	24,394	
	59,606	0	0	0	24,394	
51,000	48,166	0	0	0	2,834	監査委員報酬（識見を有する者） 34,000 監査委員報酬（議会選出者） 14,166
17,000	8,920	0	0	0	8,080	費用弁償 8,920
16,000	2,520	0	0	0	13,480	食糧費 2,520
	240,258,382	0	0	0	650,618	
	217,288,322	0	0	0	569,678	
	217,288,322	0	0	0	569,678	
1,152,000	1,020,800	0	0	0	131,200	一般職非常勤職員報酬 1,020,800
3,782,000	3,781,200	0	0	0	800	一般職給料 3,781,200
1,480,000	1,477,884	0	0	0	2,116	期末手当 525,428 勤勉手当 315,256 通勤手当 85,200 管理職手当 552,000
1,157,000	1,156,179	0	0	0	821	市町村職員共済組合負担金 1,085,706 労働保険料 70,473
45,000	44,080	0	0	0	920	一般職非常勤職員費用弁償 44,080
5,460,000	5,448,947	0	0	0	11,053	消耗品費 42,188 燃料費 95,738

3 衛生費

1 保健衛生費

3 衛生費

1 保健衛生費

歳出

款	項	目	予 算 現 額					計	節
			当 予 算	初 額	補 予 算	正 額	継 続 費 及 び 繰 上 り 費 額		予 備 費 支 出 及 び 流 用 増 減
									12 役務費
									13 委託料
									14 使用料及び 賃借料
									15 工事請負費
									18 備品購入費
									19 負担金、補 助及び交付 金

(単位：円)

金額	支出済額	翌年度繰越額			不用額	備考
		継続費 通次繰越	繰越 明許費	事故 繰越し		
						印刷製本費 83,700 電気料 2,282,962 水道メーター修繕料 936,036 給・配水管修繕料 1,227,960 遠隔メーター配線管等修繕料 15,876 薬品代 668,875 自動車点検修繕料 95,612
1,659,000	1,652,640	0	0	0	6,360	郵便料 114,702 電話料 55,169 口座振替手数料 24,689 産業廃棄物処理・運搬料 485,100 赤痢菌検査手数料 2,160 アスベスト調査料 869,000 水道賠償責任保険料 63,860 自動車共済保険料 11,790 自動車損害賠償責任保険料 25,070 自動車車検手数料 1,100
94,368,000	93,969,420	0	0	0	398,580	電気保安業務委託料 77,760 施設警備業務委託料 223,560 水道メーター交換業務委託料 990,360 水質検査業務委託料 768,420 水質検査モニター業務委託料 89,940 水道メーター検針業務委託料 312,160 産業廃棄物処理業務委託料 902,220 盛岡市水道管分離工事等業務委託料 33,737,300 矢巾町上水道整備業務委託料 56,867,700
1,000	770	0	0	0	230	電柱敷地賃借料 770
73,393,000	73,391,438	0	0	0	1,562	消火栓修繕工事請負費 1,469,718 消火栓交換工事請負費 2,234,520 流通センター浄水場施設解体工事請負費 69,104,200 第2水源導水管切離工事請負費 583,000
47,000	46,764	0	0	0	236	水道メーター 46,764
33,597,000	33,582,200	0	0	0	14,800	日本水道協会会費 82,200 導・配水管閉塞工事負担金 33,500,000

3 衛生費 1 保健衛生費

3 衛生費

1 保健衛生費

歳出

款	項	目	予 算				現 額		計	節 区 分
			当 予 算	初 額	補 予 算	正 額	継 続 費 及 び 繰 越 事 業 費 繰 越 額	予 備 費 支 出 及 び 流 用 増 減		
									27 公課費	
	2 清掃費		34,513,000		△11,462,000		0	0	23,051,000	
		1 下水道費	34,513,000		△11,462,000		0	0	23,051,000	
									1 報酬	
									4 共済費	
									9 旅費	
									11 需用費	
									12 役務費	
									13 委託料	
									15 工事請負費	
									19 負担金、補助及び交付金	
									27 公課費	
4 予備費			500,000		0		0	0	500,000	
	1 予備費		500,000		0		0	0	500,000	
		1 予備費	500,000		0		0	0	500,000	
歳 出 合 計			172,844,000		95,576,000		0	0	268,420,000	

(単位：円)

金額	支出金額	翌年度繰越額			不用額	備考
		継続費 通次繰越	繰越 明許費	事故 繰越し		
1,717,000	1,716,000	0	0	0	1,000	支払消費税 重量税 1,707,800 8,200
	22,970,060	0	0	0	80,940	
	22,970,060	0	0	0	80,940	
2,396,000	2,361,766	0	0	0	34,234	一般職非常勤職員報酬 一般職非常勤職員割増報酬 2,343,600 18,166
391,000	389,097	0	0	0	1,903	一般職非常勤職員社会保険料 一般職非常勤職員労働保険料 335,610 53,487
42,000	42,000	0	0	0	0	一般職非常勤職員費用弁償 42,000
1,143,000	1,142,100	0	0	0	900	消耗品費 印刷製本費 1,058,400 83,700
184,000	143,465	0	0	0	40,535	郵便料 口座振替手数料 下水道賠償責任保険料 108,402 17,123 17,940
1,642,000	1,641,600	0	0	0	400	排水設備検査業務委託料 1,641,600
8,777,000	8,775,070	0	0	0	1,930	マンホール鉄蓋修繕工事請負費 污水取付管修繕工事請負費 雨水取付管布設替工事請負費 5,474,520 1,029,050 2,271,500
7,337,000	7,336,462	0	0	0	538	日本下水道協会会費 污水处理維持管理負担金 56,000 7,280,462
1,139,000	1,138,500	0	0	0	500	支払消費税 1,138,500
	0	0	0	0	500,000	
	0	0	0	0	500,000	
	0	0	0	0	500,000	
	263,613,391	0	0	0	4,806,609	

4 予備費

1 予備費

実質収支に関する調書

(単位：千円)

区 分	金 額	
1 歳 入 総 額	269,882	
2 歳 出 総 額	263,613	
3 歳 入 歳 出 差 引 額	6,269	
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5 実 質 収 支 額	6,269	
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0	

備考：金額は端数整理（千円未満切り捨て）によって生じたものである。

令和元年度
財産に関する調書

1 公有財産

(1) 土地及び建物

区 分	土地（地積）			木造（延面積）		
	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高
	浄水場	3,177.00	△ 3,177.00	0.00	0	0
第2取水ポンプ場	0	0	0	0	0	0
終末処理場	8,474.59	△ 8,474.59	0.00	0	0	0
サブステーション施設	225.37	△ 225.37	0.00	0	0	0
車 庫 (終末処理場敷地内)	0	0	0	0	0	0
事 務 所 (終末処理場敷地内)	0	0	0	98.54	△ 98.54	0.00
マンホール敷地（4ヶ所）	220.05	△ 220.05	0.00	0	0	0
矢巾町大字高田 172 m ²						
矢巾町大字高田 27 m ²						
矢巾町大字広宮沢 16 m ²						
矢巾町大字赤林 5.05 m ²						
合 計	12,097.01	△ 12,097.01	0.00	98.54	△ 98.54	0.00

(単位：m²)

建			物		
非木造（延面積）			延面積計		
前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高
555.00	△ 555.00	0.00	555.00	△ 555.00	0.00
5.46	△ 5.46	0.00	5.46	△ 5.46	0.00
406.51	△ 406.51	0.00	406.51	△ 406.51	0.00
4.70	△ 4.70	0.00	4.70	△ 4.70	0.00
300.31	△ 300.31	0.00	300.31	△ 300.31	0.00
0	0.00	0	98.54	△ 98.54	0.00
0	0.00	0	0	0.00	0
1,271.98	△ 1,271.98	0.00	1,370.52	△ 1,370.52	0.00

(2) 動 産

区 分	前年度末現在高
1 浄水場施設	
取 水 設 備	1 式
導 水 設 備	1
浄 水 設 備	1
配 水 設 備	1
電 気 設 備	1
塩素滅菌設備	1
ろ 過 設 備	1
薬品注入設備	1
場内配管設備	1
凝集沈殿設備	1
門柱等設備	1
2 第2取水施設	
第2取水設備	1
3 場外施設	
給水配管設備	1
4 終末処理場施設	
流入槽設備	1
処理槽設備	1
管理棟・汚泥処理棟機械設備	1
受変電設備	1
電力制御装置	1
污水配管設備	1
流入・放流排水管設備	1
門柱等設備	1

決算年度中増減高	決算年度末現在高
△ 1	0 式
△ 1	0
△ 1	0
△ 1	0
△ 1	0
△ 1	0
△ 1	0
△ 1	0
△ 1	0
△ 1	0
△ 1	0
△ 1	0
△ 1	0
△ 1	0
△ 1	0
△ 1	0
△ 1	0
△ 1	0
△ 1	0
△ 1	0
△ 1	0
△ 1	0
△ 1	0

区 分	前年度末現在高
5 場外施設	
雨水配管設備	1 式
汚水配管設備	1
排水管等設備	1
6 サブステーション施設	1

2 物 品

区 分	前年度末現在高
路面清掃車	1 台
自動車（4WD 2トンダンプトラック除雪仕様）	1
自動車（4WD 軽トラック）	1
自動車（4WD 貨物乗用車除雪仕様）	1
自動車（4WD 軽ライトバン）	1
小型歩道除雪機	1

3 基 金

区 分	前年度末現在高
財政調整基金	18,586,000 円

備考：令和2年3月31日現在

決算年度中増減高	決算年度末現在高
△ 1	0 式
△ 1	0
△ 1	0
△ 1	0

決算年度中増減高	決算年度末現在高
△ 1	0 台
△ 1	0
△ 1	0
△ 1	0
△ 1	0
△ 1	0

決算年度中増減高	決算年度末現在高
△ 18,586,000 円	0 円

令和元年度

予算執行に関する報告書

令和元年度予算執行に関する報告書

(資料)

一般会計決算収支の状況	_____	1
一般会計決算額対前年度比較表（歳入）・一般会計歳入決算額の財源別割合	_____	2～3
一般会計決算額対前年度比較表（歳出）・一般会計歳出決算額の目的別割合	_____	4～5
一般会計性質別経費の状況	_____	6
一般会計性質別経費の割合・一般会計決算額の推移	_____	7
一般会計各款における節の経費の状況	_____	8
水道・下水道有収水量等対前年度比較表	_____	9
一般会計事業報告書	_____	11～18
基金運用状況・債務負担行為の状況	_____	19

一般会計決算収支の状況

1表

(単位：円)

区 分	歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出差引額 (A-B) C	翌年度に繰り越すべき 財源 D	実質収支 (C-D) E	単年度収支 F
平成30年度	170,778,888	146,595,774	24,183,114	0	24,183,114	3,596,640
令和元年度	269,882,188	263,613,391	6,268,797	0	6,268,797	△ 17,914,317
区 分	積立金 G	繰上償還金 H	積立金取崩し額 I	実質単年度収支 (F+G+H-I) J	歳入対前年増減率(%)	歳出対前年増減率(%)
平成30年度	18,586,000	59,366,767	46,946,000	34,603,407	36.9	40.7
令和元年度	0	0	18,586,000	△ 36,500,317	58.0	79.8

2表

(単位：円、%)

区 分	年 度	予算現額 A	決算額 B	明許繰越事業に係る未収 入特定財源及び繰越額	予算現額と決算額との比 較 A-B	予算現額に対する決算額 の比率 B/A(%)
歳 入	平成30年度	168,707,000	170,778,888	0	△ 2,071,888	101.2
	令和元年度	268,420,000	269,882,188	0	△ 1,462,188	100.5
	比 較	99,713,000	99,103,300	0	609,700	
歳 出	平成30年度	168,707,000	146,595,774	0	22,111,226	86.9
	令和元年度	268,420,000	263,613,391	0	4,806,609	98.2
	比 較	99,713,000	117,017,617	0	△ 17,304,617	
歳入歳出差引額	平成30年度		24,183,114	0		
	令和元年度		6,268,797	0		
	比 較		△ 17,914,317	0		

一般会計決算額対前年度比較表（歳入）

（単位：円、％）

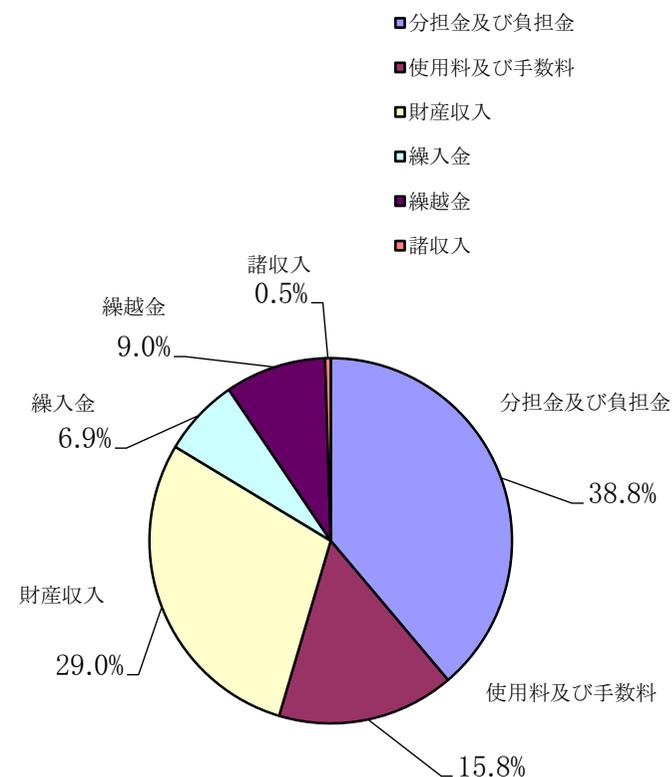
款	年度	予算額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額に対する 増減額	収入率		構成比
								予算対	調定対	
1 分担金及び負担金	30	25,953,000	25,953,000	25,953,000	0	0	0	100.0	100.0	15.2
	元	104,660,000	104,660,000	104,660,000	0	0	0	100.0	100.0	38.8
2 使用料及び手数料	30	69,940,000	72,182,840	71,927,757	0	255,083	△ 1,987,757	102.8	99.6	42.1
	元	41,469,000	42,658,091	42,592,132	60,772	5,187	△ 1,123,132	102.7	99.8	15.8
3 財産収入	30	3,481,000	3,482,930	3,482,930	0	0	△ 1,930	100.1	100.0	2.0
	元	78,321,000	78,321,999	78,321,999	0	0	△ 999	100.0	100.0	29.0
4 繰入金	30	46,946,000	46,946,000	46,946,000	0	0	0	100.0	100.0	27.5
	元	18,586,000	18,586,000	18,586,000	0	0	0	100.0	100.0	6.9
5 繰越金	30	20,586,000	20,586,474	20,586,474	0	0	△ 474	100.0	100.0	12.1
	元	24,000,000	24,183,114	24,183,114	0	0	△ 183,114	100.8	100.0	9.0
6 諸収入	30	1,801,000	1,882,727	1,882,727	0	0	△ 81,727	104.5	100.0	1.1
	元	1,384,000	1,538,943	1,538,943	0	0	△ 154,943	111.2	100.0	0.5
歳入合計	30	168,707,000	171,033,971	170,778,888	0	255,083	△ 2,071,888	101.2	99.9	100.0
	元	268,420,000	269,948,147	269,882,188	60,772	5,187	△ 1,462,188	100.5	100.0	100.0

一般会計決算額対前年度比較表（歳入）

（単位：円、％）

款	平成30年度		令和元年度		増減状況	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
1 分担金及び負担金	25,953,000	15.2	104,660,000	38.8	78,707,000	303.3
2 使用料及び手数料	71,927,757	42.1	42,592,132	15.8	△ 29,335,625	△ 40.8
3 財産収入	3,482,930	2.0	78,321,999	29.0	74,839,069	2,148.7
4 繰入金	46,946,000	27.5	18,586,000	6.9	△ 28,360,000	△ 60.4
5 繰越金	20,586,474	12.1	24,183,114	9.0	3,596,640	17.5
6 諸収入	1,882,727	1.1	1,538,943	0.5	△ 343,784	△ 18.3
歳入合計	170,778,888	100.0	269,882,188	100.0	99,103,300	58.0

一般会計歳入財源別経費の内訳



一般会計決算額対前年度比較表（歳出）

（単位：円、％）

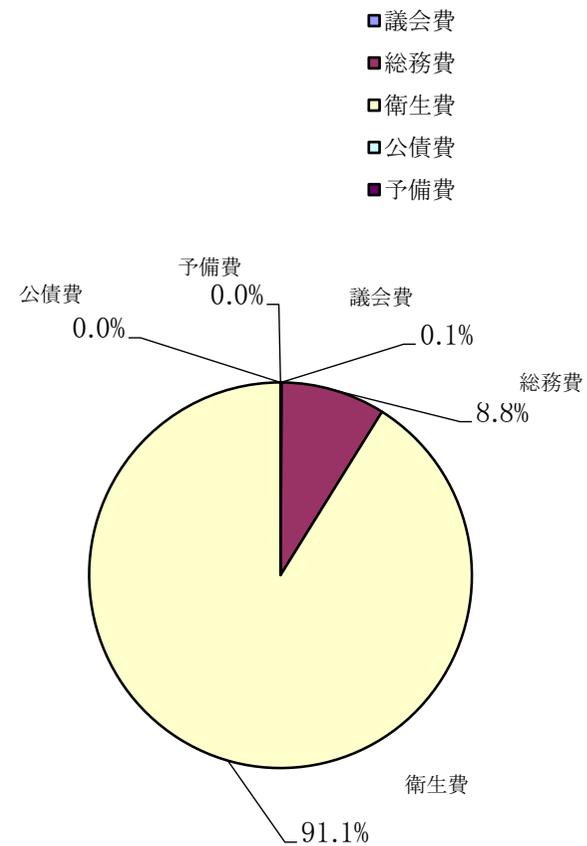
款	年度	予算額	支出済額	不用額	執行率	構成比	備考
1 議会費	30	315,000	240,500	74,500	76.3	0.2	
	元	374,000	232,997	141,003	62.3	0.1	
2 総務費	30	50,471,000	42,652,578	7,818,422	84.5	29.1	
	元	26,637,000	23,122,012	3,514,988	86.8	8.8	
3 衛生費	30	58,037,000	44,325,129	13,711,871	76.4	30.2	
	元	240,909,000	240,258,382	650,618	99.7	91.1	
公債費	30	59,384,000	59,377,567	6,433	100.0	40.5	
	元	0	0	0	0.0	0.0	
4 予備費	30	500,000	0	500,000	0.0	0.0	
	元	500,000	0	500,000	0.0	0.0	
歳出合計	30	168,707,000	146,595,774	22,111,226	86.9	100.0	
	元	268,420,000	263,613,391	4,806,609	98.2	100.0	

一般会計決算額対前年度比較表（歳出）

（単位：円、％）

款	平成30年度		令和元年度		増減状況	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
1 議会費	240,500	0.2	232,997	0.1	△ 7,503	△ 3.1
2 総務費	42,652,578	29.1	23,122,012	8.8	△ 19,530,566	△ 45.8
3 衛生費	44,325,129	30.2	240,258,382	91.1	195,933,253	442.0
公債費	59,377,567	40.5	0	0.0	△ 59,377,567	△ 100.0
4 予備費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
歳出合計	146,595,774	100.0	263,613,391	100.0	117,017,617	79.8

一般会計歳出決算額の目的別割合

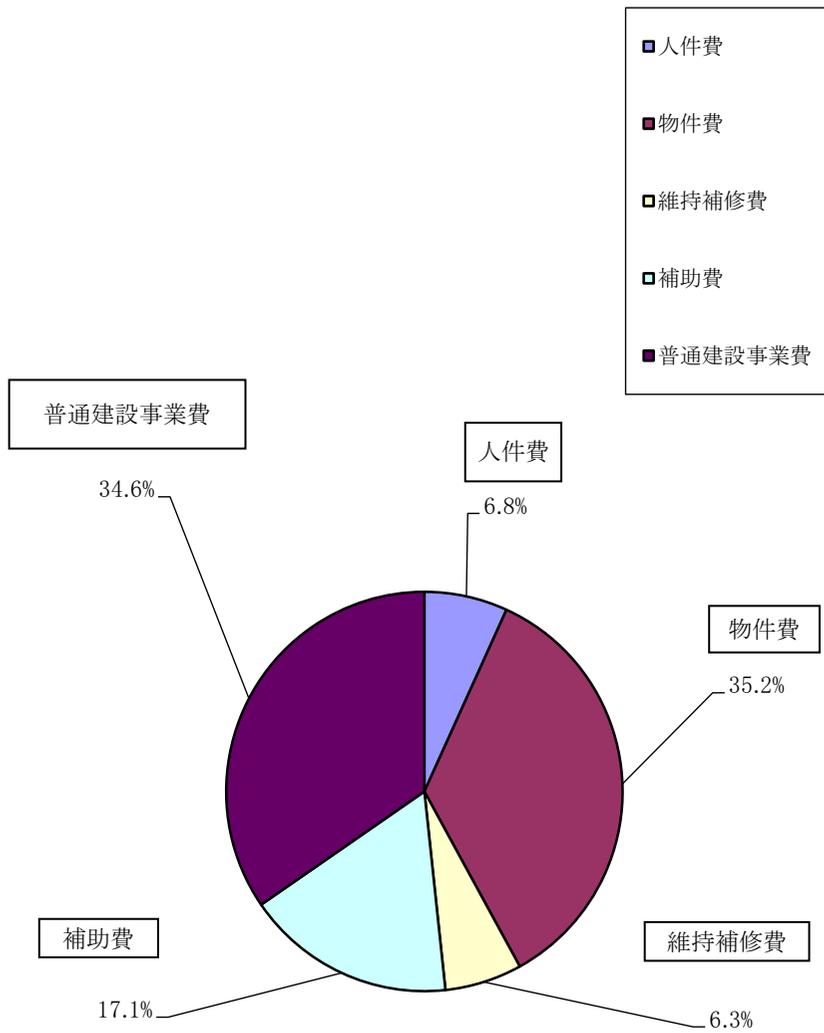


一般会計性質別経費の状況

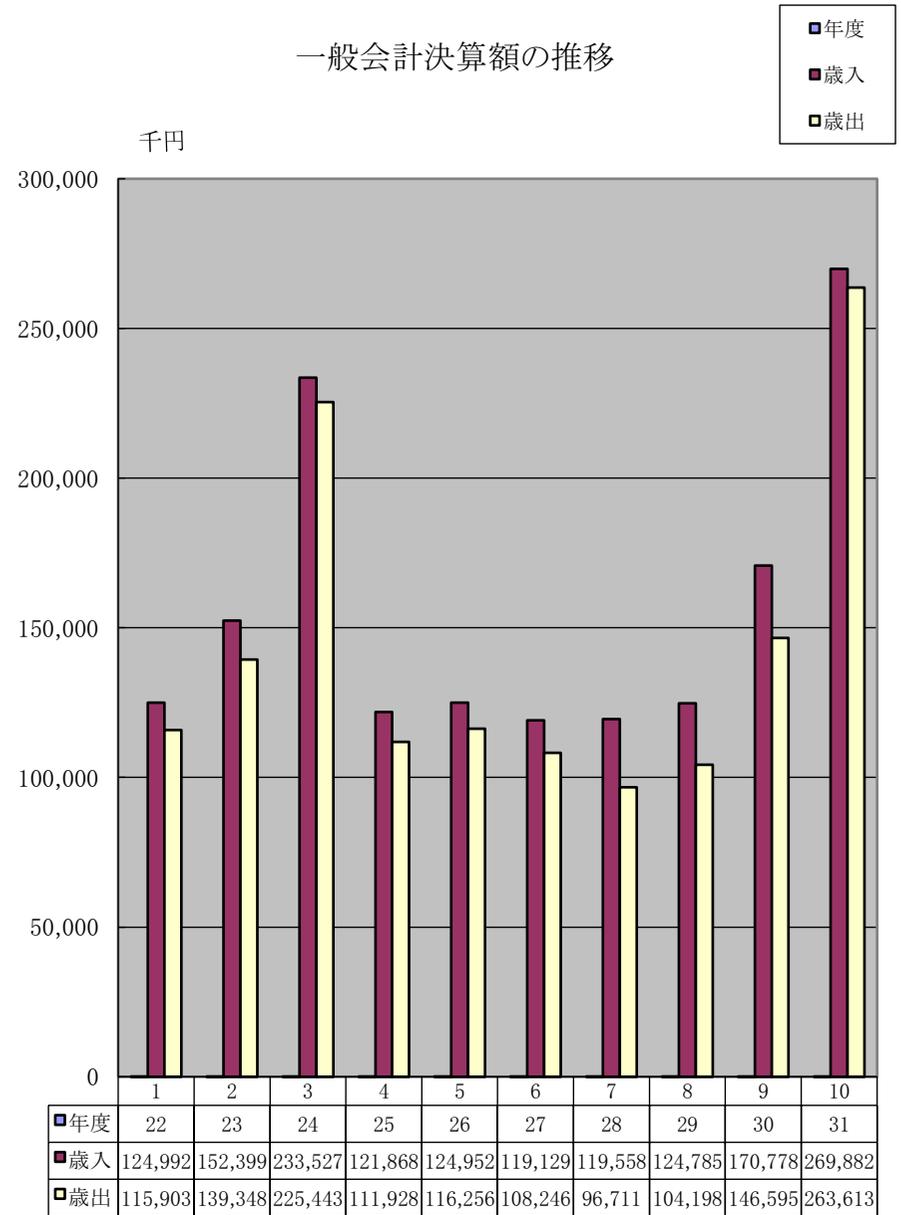
(単位：千円：%)

区 分	令 和 元 年 度										平 成 30 年 度			
	決算額 (A)	左のうち臨時的なもの (B)		差引経常的 なもの (A) - (B)	左 の 内 訳		決算額構 成比 (%)	決算額 増減額	決算額 増減率 (%)	経常収支 比 率 (%)	決算額	左のうち 経常一般 財源等	決算額 構成比 (%)	経常収支 比 率 (%)
		特定財源	一般財源等		特定財源	一般財源等								
1 人件費	17,930	686	177	17,067	9,728	7,339	6.8	△ 193	△ 1.1	53.7	18,123	7,558	12.4	25.7
2 扶助費														
3 公債費	0	0	0	0	0	0	0.0	△ 59,367	△ 100.0	0.0	59,367	59,367	40.5	201.7
4 物件費	92,920	111	0	92,809	1,043	91,766	35.2	67,223	261.6	671.8	25,697	14,076	17.5	47.8
5 維持補修費	16,571	67	0	16,504	16,407	97	6.3	11,140	205.1	0.7	5,431	0	3.7	0.0
6 補助費	45,004	0	0	45,004	3,112	41,892	17.1	25,613	132.1	306.7	19,391	1,534	13.2	5.2
7 積立金	0	0	0				0.0	△ 18,586	△ 100.0		18,586		12.7	
8 投資・出資金及び貸付金														
9 繰出金														
小 計	172,425	864	177	171,384	30,290	141,094	65.4	25,830	17.6	1,032.9	146,595	82,535	100.0	280.5
10 投資的経費	91,188	91,188	0				34.6	91,188	0.0		0		0.0	
(1) 普通建設事業費	91,188	91,188	0				34.6	91,188	0.0		0		0.0	
単独事業費	91,188	91,188	0				34.6	91,188	0.0		0		0.0	
補助事業費														
(2) 災害復旧事業費														
歳 出 合 計	263,613	92,052	177	171,384	30,290	141,094	100.0	117,018	79.8	1,032.9	146,595	82,535	100.0	280.5
歳 出 構 成 比	100.0	34.9	0.1	65.0	11.5	53.5				13,660	100.0	56.3		29,433

一般会計性質別経費の割合



一般会計決算額の推移



一般会計各款における節の経費の状況

(単位：円，%)

款 項 節	1議会費	2総務費							3衛生費		4公債費			5予備費	合 計	構成比 (%)	対前年度 比較増減	増減率 (%)	平成30年度合計	構成比 (%)	
	1組合議会費	1総務管理費							2監査委員費	1保健衛生費	2下水道費	1公債費									1予備費
	1組合議会費	1一般管理費	2財産管理費	3道路維持費	4緑地管理費	5公園管理費	6財政調整基金費	1監査委員費	1専用下水道費	1下水道費	1元金	2利子	3公債諸費	1予備費							
1 報酬	208,997	2,482,623	5,800	66,062	104,400	686,000		48,166	1,020,800	2,361,766					6,984,614	2.65	△ 183,434	△ 25.6	7,168,048	7.0	
2 給料		3,062,400							3,781,200						6,843,600	2.60	0	0.0	6,843,600	6.6	
3 職員手当等		698,938							1,477,884						2,176,822	0.83	△ 28,472	△ 1.3	2,205,294	2.1	
4 共済費		1,002,928				10,325			1,156,179	389,097					2,558,529	0.97	△ 7,668	△ 0.3	2,566,197	2.6	
7 賃金				27,200											27,200	0.01	△ 12,400	△ 31.3	39,600	0.5	
8 報償費															0	0.00	0	#DIV/0!	0	0.0	
9 旅費	0	24,000						8,920	44,080	42,000					119,000	0.05	1,520	1.3	117,480	0.1	
10 交際費	0	3,888													3,888	0.00	0	0.0	3,888	0.0	
11 需用費	24,000	129,787	705,031	1,929,956	35,994	131,112		2,520	5,448,947	1,142,100					9,549,447	3.62	△ 2,170,628	△ 18.5	11,720,075	13.1	
12 役務費	0	326,879	369,900	443,140	98,960	36,720			1,652,640	143,465					3,071,704	1.17	1,635,529	113.9	1,436,175	1.7	
13 委託料		1,569,308	464,340	4,938,642	1,110,688				93,969,420	1,641,600					103,693,998	39.34	91,901,589	779.3	11,792,409	11.9	
14 使用料及び賃借料		1,233,137	0	567,600					770						1,801,507	0.68	△ 983,117	△ 35.3	2,784,624	3.0	
15 工事請負費									73,391,438	8,775,070					82,166,508	31.17	79,256,988	2,724.1	2,909,520	2.3	
18 備品購入費									46,764						46,764	0.02	△ 32,400	0.0	79,164	0.2	
19 負担金補助及び交付金		49,648	623,600	16,300					33,582,200	7,336,462					41,608,210	15.78	26,391,477	173.4	15,216,733	15.2	
22 補償、補填及び賠償金															0	0.00	△ 415,800	0.0	415,800	0.0	
23 償還金利子及び割引料															0	0.00	△ 59,366,767	△ 100.0	59,366,767	11.6	
25 積立金															0	0.00	△ 18,586,000	△ 100.0	18,586,000	18.8	
27 公課費				107,100					1,716,000	1,138,500					2,961,600	1.12	△ 382,800	△ 11.4	3,344,400	3.3	
予備費															0	0.00	0	0.0	0	0.0	
合 計	232,997	10,583,536	2,168,671	8,096,000	1,350,042	864,157	0	59,606	217,288,322	22,970,060	0	0	0	0	263,613,391	100.00	117,017,617	79.8	146,595,774	100.0	
構成比 (%)	0.09	4.01	0.82	3.07	0.51	0.33	0.00	0.02	82.43	8.71	0.00	0.00	0.00	0.00	100.00						
前年度比較	△ 7,503	△ 1,460,966	△ 45,217	636,915	214,511	△ 283,815	△ 18,586,000	△ 5,994	196,760,919	△ 827,666	△ 59,163,541	△ 203,226	△ 10,800	0	117,017,617						
増減率 (%)	△ 3.1	△ 12.1	△ 2.0	8.5	18.9	△ 24.7	△ 100.0	△ 9.1	958.5	△ 3.5	△ 100.0	△ 100.0	△ 100.0	0	79.8						
平成30年度合計	240,500	12,044,502	2,213,888	7,459,085	1,135,531	1,147,972	18,586,000	65,600	20,527,403	23,797,726	59,163,541	203,226	10,800	0	146,595,774						
構成比 (%)	0.2	8.2	1.5	5.1	0.8	0.8	12.7	0.0	14.0	16.2	40.4	0.1	0.0	0	100.00						

水道有収水量等対前年度比較表

(平成30年度 令和元年度)

項目	月分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	対前年比較 (%)	無収・漏水減水量	備考							
		地区別有収水量比較																						
浄水場配水量 (m ³)	平成30年度	17,372	14,805	16,517	16,905	17,488	18,553	15,560	17,572	16,006	18,486	17,655	16,376	203,295	0.33		年度	平成30年度		増減量増減率				
	累計	17,372	32,177	48,694	65,599	83,087	101,640	117,200	134,772	150,778	169,264	186,919	203,295	△ 39.35				地区	平成30年度		令和元年度			
	令和元年度	16,722	15,081	18,877	16,334	19,556	20,036	16,689	0	0	0	0	0						123,295		北一丁目	48,763	29,388	△ 19,375
	累計	16,722	31,803	50,680	67,014	86,570	106,606	123,295	123,295	123,295	123,295	123,295	123,295						123,295		南一丁目	26.18	26.73	△ 39.73
	増減	△ 650	276	2,360	△ 571	2,068	1,483	1,129	△ 17,572	△ 16,006	△ 18,486	△ 17,655	△ 16,376						△ 80,000		南二丁目	15,358	8,255	△ 7,103
有収水量 (m ³)	平成30年度	15,499	14,594	15,776	15,241	16,538	15,955	14,892	15,186	14,550	16,292	16,514	15,220	186,257	1.16	2,335	地区	平成30年度		増減量増減率				
	累計	15,499	30,093	45,869	61,110	77,648	93,603	108,495	123,681	138,231	154,523	171,037	186,257	△ 40.97				117	平成30年度		令和元年度			
	令和元年度	15,883	14,894	15,824	15,519	16,940	16,170	14,711	0	0	0	0	0						109,941		南二丁目	45,131	27,627	△ 17,504
	累計	15,883	30,777	46,601	62,120	79,060	95,230	109,941	109,941	109,941	109,941	109,941	109,941						109,941		南三丁目	24.23	25.13	△ 38.78
	増減	384	300	48	278	402	215	△ 181	△ 15,186	△ 14,550	△ 16,292	△ 16,514	△ 15,220						△ 76,316		南四丁目	29,935	16,969	△ 12,966
有収率 (%)	平成30年度	89.22	98.57	95.51	90.16	94.57	86.00	95.71	86.42	90.90	88.13	93.54	92.94	91.62	0.15		地区	平成30年度		増減量増減率				
	令和元年度	94.98	98.76	83.83	95.01	86.62	80.70	88.15	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	89.17				△ 2.45	南四丁目		16.07	15.43	△ 43.31	
	累計	94.98	96.77	91.95	92.70	91.32	89.33	89.17	89.17	89.17	89.17	89.17	89.17	89.17				計	47,070		27,702	△ 19,368		
漏水に係る減水量	0	0	0	0	53	32	32	0	0	0	0	0	0	117	△ 95.0	117	計	186,257	109,941	△ 76,316				
減量率	0.00	0.00	0.00	0.00	0.27	0.16	0.19	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0.09			計	100.00	100.00	△ 40.97				

下水道有収水量等対前年度比較表

平成30年度 令和元年度

項目	月分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	対前年比較 (%)	無収・漏水減水量	備考							
		地区別有収水量比較																						
矢巾町計量器流入量 (m ³) (按分含)	平成30年度	31,800	26,881	26,612	25,858	27,079	28,905	30,569	27,031	22,860	29,000	29,000	29,000	334,595	△ 2.48		年度	平成30年度		増減量増減率				
	累計	31,800	58,681	85,293	111,151	138,230	167,135	197,704	224,735	247,595	276,595	305,595	334,595	△ 50.50				地区	平成30年度		令和元年度			
	令和元年度	6,554	27,737	26,251	26,990	27,897	28,693	21,492	0	0	0	0	0						165,614		北一丁目	48,748	29,382	△ 19,366
	累計	6,554	34,291	60,542	87,532	115,429	144,122	165,614	165,614	165,614	165,614	165,614	165,614						165,614		南一丁目	25.71	26.66	△ 39.73
	増減	△ 25,246	856	△ 361	1,132	818	△ 212	△ 9,077	△ 27,031	△ 22,860	△ 29,000	△ 29,000	△ 29,000						△ 168,981		南二丁目	15,336	8,252	△ 7,084
有収水量 (m ³)	平成30年度	15,911	14,992	16,056	15,420	16,620	16,093	15,152	15,460	14,755	16,723	16,890	15,509	189,581	2.13	2,803	地区	平成30年度		増減量増減率				
	累計	15,911	30,903	46,959	62,379	78,999	95,092	110,244	125,704	140,459	157,182	174,072	189,581	△ 41.80				182	平成30年度		令和元年度			
	令和元年度	16,135	15,042	15,816	15,571	16,927	16,119	14,735	0	0	0	0	0						110,345		南二丁目	41,041	24,558	△ 16,483
	累計	16,135	31,177	46,993	62,564	79,491	95,610	110,345	110,345	110,345	110,345	110,345	110,345						110,345		南三丁目	21.65	22.28	△ 40.16
	増減	224	50	△ 240	151	307	26	△ 417	△ 15,460	△ 14,755	△ 16,723	△ 16,890	△ 15,509						△ 79,236		南四丁目	29,927	16,911	△ 13,016
有収率 (%)	平成30年度	50.03	55.77	60.33	59.63	61.38	55.68	49.57	57.19	64.55	57.67	58.24	53.48	56.66	1.69		地区	平成30年度		増減量増減率				
	累計	50.03	52.66	55.06	56.12	57.15	56.90	55.76	55.93	56.73	56.83	56.96	56.66	9.97				計	平成30年度		令和元年度			
	令和元年度	246.19	54.23	60.25	57.69	60.68	56.18	68.56	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!						66.63		46,108	26,994	△ 19,114	
	累計	246.19	90.92	77.62	71.48	68.87	66.34	66.63	66.63	66.63	66.63	66.63	66.63						66.63		24.32	24.49	△ 41.45	
	前年度比較	196.15	38.26	22.56	15.35	11.72	9.44	10.87	10.69	9.90	9.80	9.67	9.97											
漏水に係る減水量	0	0	0	0	56	63	63	0	0	0	0	0	0	182	△ 93.51	182	公園、定額	8,421	4,129	△ 4,292				
減量率 (%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.20	0.22	0.29	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0			計	4.44	3.75	△ 50.97				
水道配水量に対する有収率	96.49	99.74	83.78	95.33	86.56	80.45	88.29	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!				計	189,581	110,226	△ 79,355				
累計	96.49	98.03	92.72	93.36	91.82	89.69	89.50	89.50	89.50	89.50	89.50	89.50	89.50				計	100.00	100.00	△ 41.86				

一 般 会 計 事 業 報 告 書

収入 (事務) の名称	収入科目			決算額	決算額の財源内訳				収入事務の内容	(単位:円)
	款	項	目		特定財源			一般財源		
					国 県 支出金	地方債	その他			
繰入金	4	1	1	18,586				18,586	財政調整基金繰入金	18,586,000
計				18,586				18,586		
繰越金	5	1	1	24,183				24,183	前年度繰越金	24,183,114
計				24,183				24,183		
諸収入	6	1	1	1				1	歳計現金預金利子	17
		2	1	1,382				518	矢巾町都市公園管理受託事業収入(広宮沢公園、鹿妻公園、北川公園)	1,382,000
		3	1	156				3	地方公務員災害補償基金負担金還付金	2,907
								48	水道賠償責任保険等解約保険料	48,043
								37	雇用保険料被保険者負担金	37,469
								22	メーター検針料	22,240
								46	鉄くず等売払収入	46,267
計				1,539				864		675
合計				269,882				134,440		135,442

歳出

(単位:千円)

事業(事務)の名称	新規継続の別	支出科目			決算額	決算額の財源内訳				主な事業(事務)の内容	投資効果・補助効果等																																							
		款	項	目		特定財源			一般財源																																									
						国県支出金	地方債	その他																																										
議会事務	継続	1	1	1	233				233	232,997 円	地方自治法、組合格約 供用開始以来49年を経過した流通センター上水道・下水道施設の老朽化が進んでいることから共同処理を終了し、令和元年10月1日から行政区域堺で盛岡市・矢巾町両自治体の管理運営に移行し令和2年3月31日をもって組合を解散する。																																							
										令和元年第1回組合議会臨時会 7月2日 令和元年第2回組合議会定例会 11月25日 令和2年第1回組合議会定例会 3月30日																																								
システム管理事業	継続	2	1	1	2,678				2,678	2,677,900 円	パーソナルコンピュータネットワーク、インターネット(メール利用)による情報収集及び交換並びに報告等事務全般の効率化が図られている。 (組合Eメール:morioka-yahaba-toshi@siren.ocn.ne.jp) 元号改正に伴い水道・下水道使用者に発行する納付書等の表記をプログラム変更業務委託により改正月からの対応が図られた。																																							
										1 平成26年度財務会計システム更新事業(債務負担行為)に係るリース料(総事業費9,565千円) 956,448 円 2 コンピュータ保守管理業務委託 1,178,508 円 (1) 財務会計システム保守管理業務委託 1,008,468 円 (2) 事務機器保守管理業務委託 170,040 円 3 コピー機使用料 262,144 円 4 元号改正プログラム変更業務委託 280,800 円																																								
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="4">組合債務負担行為額</th> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>新財務会計システム等機器</th> <th>事務機器</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年度</td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td>238</td> <td>238</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>957</td> <td>316</td> <td>1,273</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>1,913</td> <td>316</td> <td>2,229</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>1,913</td> <td>316</td> <td>2,229</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>1,913</td> <td>316</td> <td>2,229</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>1,913</td> <td>80</td> <td>1,993</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>956</td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td>956</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9,565</td> <td>1,582</td> <td>11,147</td> </tr> </tbody> </table>											組合債務負担行為額				年度	新財務会計システム等機器	事務機器	合計	平成25年度		238	238	平成26年度	957	316	1,273	平成27年度	1,913	316	2,229	平成28年度	1,913	316	2,229	平成29年度	1,913	316	2,229	平成30年度	1,913	80	1,993	令和元年度	956		956	合計	9,565	1,582	11,147
組合債務負担行為額																																																		
年度	新財務会計システム等機器	事務機器	合計																																															
平成25年度		238	238																																															
平成26年度	957	316	1,273																																															
平成27年度	1,913	316	2,229																																															
平成28年度	1,913	316	2,229																																															
平成29年度	1,913	316	2,229																																															
平成30年度	1,913	80	1,993																																															
令和元年度	956		956																																															
合計	9,565	1,582	11,147																																															
財産管理事業	継続	2	1	2	562				562	561,540 円	事務所の機械警備により防犯が図られた。また、冬季の積雪観測の報告により道路交通の確保が迅速にできた。 敷地内除草は直営で行い環境を整えた。 敷地内埋設給水管の腐食による漏水修繕を行った。																																							
										1 積雪観測、事務所警備業務委託 464,340 円 2 組合施設内給水管漏水修繕料 97,200 円																																								

事業 (事務) の名称	新規 継続 の別	支出科目			決算額	決算額の財源内訳				主な事業(事務)の内容	投資効果・補助効果等
		款	項	目		特定財源			一般財源		
						国 県 支出金	地方債	その他			
道路管理事業	継続	2	1	3	8,096				8,096	8,096,000 円	<p>岩手流通センター内の盛岡市道及び矢巾町道の除草、ごみの収集、樹木整枝の実施により良好な環境を保つことができた。また、街路樹の害虫発生に際しては即応した駆除作業により被害を防ぐことができた。</p> <p>また、除雪機械について、従来から貸与済みの矢巾町所有ホイールローダに加え、平成27年度から新たに矢巾町からホイールローダ(矢巾町リース物件)1台が追加貸与されたこと。また、組合において小型ホイールローダ(組合リース物件)を導入、加えて令和元年度から除雪路線の一部を小笠原重機(有)に委託し除雪を行ったことにより機械毎の除雪路線配分が容易になるとともに除雪体制が整い、降雪時における初期対応が適切に図られ、交通の安全確保に充分対応することが可能になった。</p> <p>道路清掃業務については、清掃車運転を直営職員と一般職非常勤職員により年2回実施し環境整備を行った。</p>
											<p>1 街路樹管理業務委託 2,376,000 円</p> <p>(1) 整枝 314 本 1 回</p> <p>2 道路清掃業務 1,240,834 円</p> <p>(1) 清掃車運転(一般職非常勤職1人、直営1人) 66,062 円</p> <p>道路清掃 1 回目 走行距離 102 km</p> <p>2 回目 走行距離 85 km</p> <p>(2) 道路除草業務委託 1,174,772 円</p> <p>ア 中央分離帯・道路用地除草(3回) 2,073.0 m²</p> <p>中央分離帯 280m²</p> <p>道路用地 1,793m²</p> <p>イ 歩道除草剤散布(3回) 20,558.2 m²</p> <p>ウ 植樹ます除草(2回) 735.8 m²</p> <p>3 除雪業務委託 1,387,870 円</p> <p>4 一般職非常勤職員割増報酬(除雪時間外勤務) 0 円</p> <p>5 臨時的任用職員賃金(除雪車両運転) 27,200 円</p> <p>6 街路樹害虫駆除 2回(業者2回 7月・8月) 49,480 円</p> <p>7 道路維持作業車両関係費 1,160,303 円</p> <p>8 街路灯電気代(盛岡市11灯、矢巾町35灯) 1,162,263 円</p> <p>9 無線設備関係費(無線設備点検・電波利用料・無線機撤去料) 124,450 円</p> <p>10 道路等修繕料 0 円</p> <p>11 除雪車両賃借料 567,600 円</p> <p>(1) グレーダー賃借料(矢巾町所有機械) 0 円</p> <p>(2) 小型ローダ賃借料 567,600 円</p>

事業 (事務) の名称	新規 継続 の別	支出科目			決算額	決算額の財源内訳			主な事業(事務)の内容	投資効果・補助効果等	
		款	項	目		特定財源					一般財源
						国 県 支出金	地方債	その他			
公園施設整備事業	継続	2	1	5	67			67	67,100 円	施設の老朽化に伴う修繕・整備により、公衆の利用に供することができた。	
									1 広宮沢公園施設修繕		67,100 円
									(1) 野球場側女子トイレ扉鍵交換修繕料		23,100 円
									(2) テニスコート側男子トイレ扉ハンドル交換修繕料		44,000 円
									2 北川公園施設修繕		0 円
3 鹿妻公園施設修繕	0 円										
4 その他修繕	0 円										
公園管理事業	継続	2	1	5	797			797	797,057 円	花壇管理、落葉清掃など日々雇用職員により季節に応じ即応した管理を行い、矢巾町との緊密な連携により良好な環境維持が図られた。	
									1 花壇管理		218,998 円
									一般職非常勤職員報酬		139,200 円
									花苗代		59,719 円
									耕起料		18,360 円
									肥料代		1,719 円
									2 落葉収集一般職非常勤職員報酬		546,800 円
3 人夫労災保険料	10,325 円										
4 施設管理用品代	2,574 円										
5 害虫駆除 4回 (直営3回 7月、業者1回 8月)	18,360 円										

(単位:千円)

事業 (事務) の名称	新規 継続 の別	支出科目			決算額	決算額の財源内訳				主な事業(事務)の内容	投資効果・補助効果等	
		款	項	目		特定財源			一般財源			
						国 県 支出金	地方債	その他				
給水管等整備事業	継続	3	1	1	3,467			3,467		3,466,516 円	計量法によるメーター交換(有効期間8年)については67件であった。	
										1 メーター修繕		936,036 円
										口径13mm 7 個 口径20mm 22 個 口径25mm 26 個 口径30mm 3 個 口径40mm 7 個 口径50mm 3 個 68 個		
										2 メーター検針業務委託 4月～9月	312,160 円	
										3 メーター交換業務委託 67件	990,360 円	
										4 給水管・止水栓漏水修繕 4件	1,227,960 円	
										北一丁目 館澤宅	32,400 円	
										南四丁目 コーポ34	209,000 円	
										南二丁目 岩手県倉庫事業組合	271,560 円	
										南一丁目 岩手農蚕	715,000 円	
浄水場管理・整備事業	継続	3	1	1	4,006			4,006		4,005,558 円	警備・電気保安により施設(水道水)の安全が図られている。 消火栓については老朽化による交換2基、歩行者の安全確保のための移設1基を行った。 なお、令和元年10月から流通センター上下水道の管理は盛岡市及び矢巾町に移管のため各業務の委託期間はそれぞれ9月までとなった。	
										1 電気保安業務委託		77,760 円
										2 施設警備業務委託	223,560 円	
										3 消火栓移設工事請負費(1基)	1,469,718 円	
										4 消火栓交換工事請負費(2基)	2,234,520 円	
専用水道水質管理事業	継続	3	1	1	858			858		858,360 円	安全、安心な飲料水を供給するため、水質検査により水質を管理。 浄水における放射能を測定した結果、安全な飲料水であることが確認された。 なお、浄水場管理・整備事業と同様、令和元年10月から盛岡市及び矢巾町に管理移管のため各業務の委託期間は9月までとなった。	
										1 水質検査計画書策定による検査業務委託		768,420 円
										全項目検査(4月) 原水2検体-42項目、浄水1検体-27項目 浄水検査-(5月)10項目、(6・8月)12項目、(9月)16項目、(7月)51項目 水道水放射能測定(9月)		
										2 水質検査モニター業務委託(2件)	89,940 円	

事業 (事務) の名称	新規 継続 の別	支出科目			決算額	決算額の財源内訳				主な事業(事務)の内容	投資効果・補助効果等
						特定財源			一般財源		
						国 支 出 金	地 方 債	其 他			
流通センター上水道 管理移管整備事業	新規				91,188			91,188		91,188,000 円 56,867,700 円 33,737,300 円 583,000 円	上水道整備及び水道管分離工事等について盛岡市・ 矢巾町両自治体に委託し、令和元年10月1日から行政 区域界での管理運営に移行することができた。
浄水場解体事業	新規				71,361			17,897	53,464	71,360,520 円 485,100 円 869,000 円 293,260 円 608,960 円 69,104,200 円	岩手流通センター区域への水道を供給してきた浄水場 について令和元年9月30日をもって稼働を停止。 保有するPCB等の処理処分、解体に係るアスベストに 関する事前調査を行い浄水施設の解体撤去工事を施工 した。 施設解体撤去後において、盛岡市湯沢に所在する同 浄水場敷地を盛岡市に令和2年3月31日付けで移管。
導・配水管閉塞工事 負担金	新規				33,500				33,500	33,500,000 円 33,500,000 円	浄水場解体撤去工事に際し導水管・配水管へのモル タル注入閉塞工事を予定していたが、浄水場施設の廃 石綿の含有が認められたことから廃石綿除去工事の届 け出及び作業上の安全に配慮した除去工事に時間を要 したためモルタル注入閉塞工事は試掘調査のみとし、工 事施行は矢巾町に引き継ぐこととしたことによる矢巾町へ の負担金。
下水道管整備事業	継続	3	2	1	9,833			9,833		9,833,470 円 5,474,520 円 1,058,400 円 1,029,050 円 2,271,500 円	下水道の有収率は22年度49.72%以降23年度 50.79%、24年度51.82%、25年度51.70%、26年度 53.30%、27年度53.22%、28年度54.91%、29年度 55.03%、30年度56.66%、令和元年度9月時点で 66.63%となり、率が改善されている。 また、マンホール修繕工事(蓋交換)を行い事故防止を 図ることができた。 汚水、雨水に係る本管への取付管内の閉塞修繕を行 い良好な排水状況を確認した。
不明水対策事業	継続	3	2	1	1,642			1,642		1,641,600 円 1,641,600 円	下水道使用者の宅内・会社内の既存排水設備の状況 を検査し破損箇所を調査・指導し不明水の流入防止を 図るとともに、感光した排水設備完成図を複製し保全を 図ることができた。
汚水処理事業	継続	3	2	1	7,280			4,684	2,596	7,280,462 円 165,614 m ³ 43 円/m ³ 44 円/m ³	汚水処理維持管理負担金(矢巾町)

組合基金運用状況

(単位：千円)

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減額	決算年度末現在高
財政調整基金（現金）	18,586	△ 18,586	0

決算年度中増減額の内訳

(単位：千円)

財政調整基金繰入金（A）	18,586
財政調整基金積立金（B）	0
(B) - (A)	△ 18,586

組合債務負担行為の状況

(単位：千円)

区 分	債務負担行為限度額	前年度末までの支出額	令和元年度支出額	令和2年度以降の 支出予定額	期 間
新財務会計システム等機器 更新事業	9,565	8,609	956	0	平成26年度から 令和元年度まで
計	9,565	8,609	956	0	

令和元年度

盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合
一般会計歳入歳出決算

審 査 意 見 書

矢 巾 町 監 査 委 員

令和元年度盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合一般会計歳入歳出決算審査意見書

この決算審査は、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合（以下「組合」という。）の解散に伴い、令和2年3月31日をもって打ち切られた令和元年度組合決算について、地方自治法第292条の規定により地方自治法施行令第5条第3項を準用し審査したものである。

第1 審査の対象

令和元年度盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合一般会計歳入歳出決算

第2 審査の期間

令和3年1月20日から令和3年1月28日

第3 審査の方法

提出された令和元年度一般会計歳入歳出決算書、同決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、決算計数は正確か、予算の執行は適正か、財産の取得、管理及び処分は適正に処理され、歳計余剰金を適正に処理したかなどに主眼を置き、決算書等及び証拠書類の照合を行うとともに、組合が既に実施した定期監査及び現金出納検査の結果も踏まえ、併せて関係職員から決算についての説明を求めながら審査を実施した。

第4 審査の結果

審査に付された令和元年度一般会計歳入歳出決算書及び附属書類は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿その他証書類と照合した結果正確であると認められた。

また、予算の執行、資金及び財産の管理に関連する事務の処理については、概ね適正に行われたものと認められた。

歳計余剰金については、組合から矢巾町へ適正に引き継がれたものと認められた。

第5 審査の概要

1 歳入歳出決算の概要

歳入歳出決算収支の状況は、表1のとおりである。

歳入決算額は269,882,188円（前年度比58.0%増）、歳出決算額は263,613,391円（前年度比79.8%増）で、歳入歳出差引額は6,268,797円となっている。翌年度への繰り越すべき財源はなく、実質収支額は歳入歳出差引額と同額になった。

表1 歳入歳出決算収支の状況

（単位：円、%）

区 分	令和元年度(A)	平成30年度(B)	比較増減	
			(A)-(B) (C)	(C)/(B)
歳入決算額 (a)	269,882,188	170,778,888	99,103,300	58.0
歳出決算額 (b)	263,613,391	146,595,774	117,017,617	79.8
歳入歳出差引額 (a)-(b)=(c)	6,268,797	24,183,114	△17,914,317	△74.1
翌年度へ繰り越すべき財源 (d)	0	0	0	—
実質収支額 (c)-(d)	6,268,797	24,183,114	△17,914,317	△74.1
単年度収支額	△17,914,317	3,596,640	△21,510,957	△598.1

実質単年度収支の状況は、表2のとおりである。

当年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差引いた単年度収支額は、17,914,317円の赤字になっている。また、実質単年度収支額は、組合が解散することにより財政調整基金の全額を取崩したため、36,500,317円の赤字になっている。

表2 実質単年度収支の状況

（単位：円）

区 分	年 度	令和元年度	平成30年度
実質収支額 (a)		6,268,797	24,183,114
前年度実質収支額 (b)		24,183,114	20,586,474
単年度収支額 (a)-(b) (c)		△17,914,317	3,596,640
財政調整基金積立金 (d)		0	18,586,000
起債繰上償還金 (e)		0	59,366,767
財政調整基金取崩額 (f)		18,586,000	46,946,000
実質単年度収支額 (c)+(d)+(e)-(f)		△36,500,317	34,603,407

2 歳入

歳入決算の状況は、表3のとおりである。

歳入決算額は269,882,188円で、収入済額を前年度に比較すると99,103,300円(58.0%)増加になっている。

予算現額268,420,000円に対する収入済額の割合は100.5%で、前年度を0.7ポイント下回っている。また、調定額269,948,147円に対する収入済額の割合は100.0%で、前年度を0.1ポイント上回っている。

表3 歳入決算の状況

(単位：円、%)

区 分	年 度	令和元年度(A)	平成30年度(B)	比較増減	
				(A)-(B) (C)	(C)/(B)
予 算 現 額	(a)	268,420,000	168,707,000	99,713,000	59.1
調 定 額	(b)	269,948,147	171,033,971	98,914,176	57.8
収 入 済 額	(c)	269,882,188	170,778,888	99,103,300	58.0
不 納 欠 損 額	(d)	60,772	0	60,772	皆増
収 入 未 済 額	(b)-(c)-(d)	5,187	255,083	△249,896	△98.0
予算現額に対する収入率 (c)/(a)		100.5	101.2	—	—
調定額に対する収入率 (c)/(b)		100.0	99.9	—	—

歳入の構成は表4のとおりである。

歳入の構成は、1款分担金及び負担金38.8%、次いで3款財産収入29.0%、2款使用料及び手数料15.8%の順になっている。

収入済額を前年度に比較すると、増加したものは1款分担金及び負担金78,707,000円(303.3%)、3款財産収入74,839,069円(2,148.7%)、5款繰越金3,596,640円(17.5%)である。一方減少したものは、2款使用料及び手数料29,335,625円(40.8%)、4款繰入金28,360,000円(60.4%)、6款諸収入343,784円(18.3%)である。

表4 歳入の構成

(単位：円、%)

款 名	年 度	令和元年度		平成30年度		比較増減	
		収入済額(A)	構成比	収入済額(B)	構成比	(A)-(B) (C)	(C)/(B)
1 分担金及び負担金		104,660,000	38.8	25,953,000	15.2	78,707,000	303.3
2 使用料及び手数料		42,592,132	15.8	71,927,757	42.1	△29,335,625	△40.8
3 財 産 収 入		78,321,999	29.0	3,482,930	2.0	74,839,069	2,148.7
4 繰 入 金		18,586,000	6.9	46,946,000	27.5	△28,360,000	△60.4
5 繰 越 金		24,183,114	9.0	20,586,474	12.1	3,596,640	17.5
6 諸 収 入		1,538,943	0.5	1,882,727	1.1	△343,784	△18.3
歳 入 合 計		269,882,188	100.0	170,778,888	100.0	99,103,300	58.0

歳入の各款別の収入状況は次のとおりである。

1 款 分担金及び負担金

表5 収入状況

(単位：円、%)

区 分	年 度	令和元年度(A)	平成30年度(B)	比較増減	
				(A)-(B) (C)	(C)/(B)
予 算 現 額	(a)	104,660,000	25,953,000	78,707,000	303.3
調 定 額	(b)	104,660,000	25,953,000	78,707,000	303.3
収 入 済 額	(c)	104,660,000	25,953,000	78,707,000	303.3
不 納 欠 損 額	(d)	0	0	0	—
収 入 未 済 額	(b)-(c)-(d)	0	0	0	—
予 算 現 額 対 する 収 入 率 (c)/(a)		100.0	100.0	—	—
調 定 額 対 する 収 入 率 (c)/(b)		100.0	100.0	—	—

分担金及び負担金の収入済額は104,660,000円で、予算現額、調定額に対する収入率はともに100.0%である。

収入済額を前年度に比較すると78,707,000円(303.3%)増加している。これは、平成30年度に下水道整備事業費に伴う起債を一括償還したことにより下水道修繕特別負担金12,058,000円が皆減したが、流通センター上下水道の管理移管による水道管分離工事等負担金91,000,000円が増加したことによるものである。

なお、歳入総額に占める割合は38.8%で、前年度に比較し23.6ポイント上回っている。

2 款 使用料及び手数料

表6 収入状況

(単位：円、%)

区 分	年 度	令和元年度(A)	平成30年度(B)	比較増減	
				(A)-(B) (C)	(C)/(B)
予 算 現 額	(a)	41,469,000	69,940,000	△28,471,000	△40.7
調 定 額	(b)	42,658,091	72,182,840	△29,524,749	△40.9
収 入 済 額	(c)	42,592,132	71,927,757	△29,335,625	△40.8
不 納 欠 損 額	(d)	60,772	0	60,772	皆増
収 入 未 済 額	(b)-(c)-(d)	5,187	255,083	△249,896	△98.0
予 算 現 額 対 する 収 入 率 (c)/(a)		102.7	102.8	—	—
調 定 額 対 する 収 入 率 (c)/(b)		99.8	99.6	—	—

令和元年10月1日上下水道の管理移管により、流通センター浄水場の供給を停止したことに伴い、組合における使用料収入は令和元年9月使用分までとなり、収入済額は前年度に比較すると29,335,625円(40.8%)減少している。

なお、歳入総額に占める割合は15.8%で、前年度に比較し26.3ポイント下回っている。

収入未済額の状況は、表7のとおりである。

表7 収入未済額の状況

(単位：円、%)

区 分		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	前年度 収入率
専用水道使用料	現年分	26,309,823	26,305,536	4,287	0	99.98	99.78
	繰越分	146,636	111,019	32,092	3,525	75.71	57.74
下水道使用料	現年分	16,079,085	16,077,023	2,062	0	99.99	99.75
	繰越分	105,147	82,254	21,331	1,562	78.23	57.30
督促手数料	現年分	14,100	14,100	0	0	100.00	91.20
	繰越分	3,300	2,200	1,000	100	66.67	44.00
合 計		42,658,091	42,592,132	60,772	5,187	99.85	99.65

水道使用料の収入未済額は、過年度分は1名3,525円である。不納欠損額は、現年度分は1名4,287円で、過年度分は、1名32,092円である。原因は、居所不明や生活困窮等である。

下水道使用料の収入未済額は、過年度分1名1,562円である。不納欠損額は、現年度分は1名2,062円で、過年度分は1名21,331円である。原因は、生活困窮等である。

督促手数料の収入未済額は、過年度分1件である。不納欠損額は10件(1名)で、原因は、生活困窮等である。

3款 財産収入

表8 収入状況

(単位：円、%)

区 分	年 度	令和元年度(A)	平成30年度(B)	比較増減	
				(A)-(B) (C)	(C)/(B)
予 算 現 額	(a)	78,321,000	3,481,000	74,840,000	2,150.0
調 定 額	(b)	78,321,999	3,482,930	74,839,069	2,148.7
収 入 済 額	(c)	78,321,999	3,482,930	74,839,069	2,148.7
不 納 欠 損 額	(d)	0	0	0	—
収 入 未 済 額	(b)-(c)-(d)	0	0	0	—
予算現額に対する収入率	(c)/(a)	100.0	100.1	—	—
調定額に対する収入率	(c)/(b)	100.0	100.0	—	—

財産収入の収入済額は78,321,999円で、内訳として財産運用収入の土地貸付収入2,320,000円、財政調整基金利子1,999円、財産売払収入の土地売払収入76,000,000円となっている。土地売払収入については、旧終末処理場跡地を矢巾町に売却したものである。

収入済額を前年度に比較すると、組合の解散に伴い財産売払収入が生じたため、74,839,069円(2,148.7%)増加になっている。

なお、歳入総額に占める割合は29.0%で、前年度に比較し27.0ポイント上回っている。

4款 繰入金

表9 収入状況

(単位：円、%)

区 分	年 度	令和元年度(A)	平成30年度(B)	比較増減	
				(A)-(B) (C)	(C)/(B)
予 算 現 額	(a)	18,586,000	46,946,000	△28,360,000	△60.4
調 定 額	(b)	18,586,000	46,946,000	△28,360,000	△60.4
収 入 済 額	(c)	18,586,000	46,946,000	△28,360,000	△60.4
不 納 欠 損 額	(d)	0	0	0	—
収 入 未 済 額	(b)-(c)-(d)	0	0	0	—
予 算 現 額 対 する 収 入 率 (c)/(a)		100.0	100.0	—	—
調 定 額 対 する 収 入 率 (c)/(b)		100.0	100.0	—	—

繰入金の収入済額は18,586,000円で、組合の解散に伴い財政調整基金を全額繰り入れしている。

収入済額を前年度と比較すると、28,360,000円(60.4%)減少になっている。

なお、歳入総額に占める割合は6.9%で、前年度と比較し20.6ポイント下回っている。

5款 繰越金

表10 収入状況

(単位：円、%)

区 分	年 度	令和元年度(A)	平成30年度(B)	比較増減	
				(A)-(B) (C)	(C)/(B)
予 算 現 額	(a)	24,000,000	20,586,000	3,414,000	16.6
調 定 額	(b)	24,183,114	20,586,474	3,596,640	17.5
収 入 済 額	(c)	24,183,114	20,586,474	3,596,640	17.5
不 納 欠 損 額	(d)	0	0	0	—
収 入 未 済 額	(b)-(c)-(d)	0	0	0	—
予 算 現 額 対 する 収 入 率 (c)/(a)		100.8	100.0	—	—
調 定 額 対 する 収 入 率 (c)/(b)		100.0	100.0	—	—

繰越金の収入済額は24,183,114円となっている。

収入済額を前年度と比較すると、3,596,640円(17.5%)増加になっている。

なお、歳入総額に占める割合は9.0%で、前年度と比較し3.1ポイント下回っている。

6 款 諸収入

表11 収入状況

(単位：円、%)

区 分	年 度	令和元年度(A)	平成30年度(B)	比較増減	
				(A)-(B) (C)	(C)/(B)
予 算 現 額	(a)	1,384,000	1,801,000	△417,000	△23.2
調 定 額	(b)	1,538,943	1,882,727	△343,784	△18.3
収 入 済 額	(c)	1,538,943	1,882,727	△343,784	△18.3
不 納 欠 損 額	(d)	0	0	0	—
収 入 未 済 額	(b)-(c)-(d)	0	0	0	—
予 算 現 額 対 する 収 入 率 (c)/(a)		111.2	104.5	—	—
調 定 額 対 する 収 入 率 (c)/(b)		100.0	100.0	—	—

諸収入の収入済額は1,538,943円で、主なものは受託事業収入の都市公園管理受託事業収入1,382,000円である。

収入済額を前年度に比較すると、343,784円(18.3%)減少になっている。

なお、歳入総額に占める割合は0.5%で、前年度に比較し0.6ポイント下回っている。

3 歳出

歳出決算の状況は、表12のとおりである。

歳出決算額は263,613,391円で、支出済額を前年度に比較すると117,017,617円(79.8%)増加になっており、予算現額268,420,000円に対し不用額は4,806,609円となっている。

また、予算執行率は98.2%で、前年度を11.3ポイント上回り、不用額は17,304,617円(78.3%)減少になっている。

表12 歳出決算の状況

(単位：円、%)

区 分	年 度	令和元年度(A)	平成30年度(B)	比較増減	
				(A)-(B) (C)	(C)/(B)
予 算 現 額	(a)	268,420,000	168,707,000	99,713,000	59.1
支 出 済 額	(b)	263,613,391	146,595,774	117,017,617	79.8
翌年度繰越額	(c)	0	0	0	—
不 用 額	(a)-(b)-(c)	4,806,609	22,111,226	△17,304,617	△78.3
予 算 現 額 対 する 執 行 率 (b)/(a)		98.2	86.9	—	—

歳出の構成は表 13 のとおりである。

歳出の構成は、3 款衛生費 91.1%、2 款総務費 8.8%、1 款議会費 0.1%の順で、令和元年度は、浄水場施設解体工事や管理移管に伴う水道管分離工事等の整備業務が主な事業であったことから、3 款衛生費が大半を占めている。

表 13 歳出の構成

(単位：円、%)

款名	令和元年度		平成 30 年度		比較増減	
	支出済額(A)	構成比	支出済額(B)	構成比	(A)-(B) (C)	(C)/(B)
1 議会費	232,997	0.1	240,500	0.2	△7,503	△3.1
2 総務費	23,122,012	8.8	42,652,578	29.1	△19,530,566	△45.8
3 衛生費	240,258,382	91.1	44,325,129	30.2	195,933,253	442.0
(廃)公債費	—	—	59,377,567	40.5	△59,377,567	皆減
4 予備費	0	0.0	0	0.0	0	—
歳出合計	263,613,391	100.0	146,595,774	100.0	117,017,617	79.8

歳出の各款別の支出状況は次のとおりである。

1 款 議会費

表 14 支出状況

(単位：円、%)

区分	年度	令和元年度(A)	平成 30 年度(B)	比較増減	
				(A)-(B) (C)	(C)/(B)
予算現額	(a)	374,000	315,000	59,000	18.7
支出済額	(b)	232,997	240,500	△7,503	△3.1
翌年度繰越額	(c)	0	0	0	—
不用額	(a)-(b)-(c)	141,003	74,500	66,503	89.3
予算現額に対する執行率	(b)/(a)	62.3	76.3	—	—

議会費の支出総額は 232,997 円で、予算現額に対する執行率は 62.3%である。不用額は 141,003 円である。

支出済額を前年度に比較すると 7,503 円 (3.1%) 減少になっている。

不用額の主なものは 11 節需用費である。

なお、歳出総額に占める割合は 0.1%で、前年度に比較し 0.1 ポイント下回っている。

2款 総務費

表 15 支出状況

(単位：円、%)

区 分	年 度	令和元年度(A)	平成 30 年度(B)	比較増減	
				(A)-(B) (C)	(C)/(B)
予 算 現 額	(a)	26,637,000	50,471,000	△23,834,000	△47.2
支 出 済 額	(b)	23,122,012	42,652,578	△19,530,566	△45.8
翌年度繰越額	(c)	0	0	0	—
不 用 額	(a)-(b)-(c)	3,514,988	7,818,422	△4,303,434	△55.0
予算現額に対する執行率	(b)/(a)	86.8	84.5	—	—

総務費の支出済額は 23,122,012 円で、予算現額に対する執行率は 86.8%である。不用額は 3,514,988 円である。

支出済額を前年度に比較すると 19,530,566 円 (45.8%) 減少になっている。これは、除雪路線の一部を業者に委託したことにより除雪業務委託料が増加したものの、財政調整基金積立金 18,586,000 円が皆減したためである。

不用額の主なものは、一般管理費の 13 節委託料及び道路維持費の 11 節需用費の執行残である。

なお、歳出総額に占める割合は 8.8%で、前年度に比較し 20.3 ポイント下回っている。

3款 衛生費

表 16 支出状況

(単位：円、%)

区 分	年 度	令和元年度(A)	平成 30 年度(B)	比較増減	
				(A)-(B) (C)	(C)/(B)
予 算 現 額	(a)	240,909,000	58,037,000	182,872,000	315.1
支 出 済 額	(b)	240,258,382	44,325,129	195,933,253	442.0
翌年度繰越額	(c)	0	0	0	—
不 用 額	(a)-(b)-(c)	650,618	13,711,871	△13,061,253	△95.3
予算現額に対する執行率	(b)/(a)	99.7	76.4	—	—

表 17 衛生費の項目別内訳

(単位：円、%)

項	目	令和元年度(A)	平成 30 年度(B)	比較増減	
				(A)-(B) (C)	(C)/(B)
1 保健衛生費	1 専用水道費	217,288,322	20,527,403	196,760,919	958.5
2 清掃費	1 下水道費	22,970,060	23,797,726	△827,666	△3.5
合 計		240,258,382	44,325,129	195,933,253	442.0

衛生費の支出済額は 240,258,382 円で、予算現額に対する執行率は 99.7%である。不用額は 650,618 円である。

支出済額を前年度に比較すると 195,933,253 円 (442.0%) 増加になっている。この主な要因は、専用水道費については浄水場の稼働が停止したことにより、浄水場電気料及び浄水場施設業務委託料等が減少したものの、浄水場施設解体工事請負費 69,104,200 円をはじめとする浄水場解体事業費の増加及び盛岡市水道管分離工事等業務委託料 33,737,300 円、矢巾町上水道整備業務委託料 56,867,700 円等の上水道管理移管整備事業費が大きく増加したことによるものである。なお、浄水場解体撤去工事に際し導水管・配水管へのモルタル注入閉塞工事については、浄水場施設の廃石綿処理に時間を要したことから工事が完了せず矢巾町に引き継いだため負担金 33,500,000 円皆増している。また、下水道費については、マンホール鉄蓋修繕工事請負費が前年度に比較し 2,565,500 円増加、汚水取付管修繕工事請負費 1,029,050 円及び雨水取付管布設替工事請負費 2,271,500 円がそれぞれ皆増したものの、下水道移管により汚水処理維持管理負担金が前年度に比較し 7,107,123 円減少している。

なお、歳出総額に占める割合は 91.1%で、前年度に比較し 60.9 ポイント上回っている。

4 款 予備費

予備費は当初予算 500,000 円であるが、支出がなかったことから全額不用額となっている。

4 実質収支に関する調書

実質収支の状況は、表 18 のとおりである。

実質収支額は 6,268,797 円で、前年度の 24,183,114 円と比較すると 17,914,317 円 (74.1%) の減少になっている。

組合が令和 2 年 3 月 31 日を限りに解散したことから、翌年度へ繰り越すべき財源、地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額はともになく、歳計余剰金として 6,268,797 円は事務を承継する矢巾町に引き継がれている。

表18 実質収支の状況

(単位：円、%)

区 分	年 度	令和元年度(A)	平成30年度(B)	比較増減	
				(A)-(B) (C)	(C)/(B)
歳入総額	(a)	269,882,188	170,778,888	99,103,300	58.0
歳出総額	(b)	263,613,391	146,595,774	117,017,617	79.8
歳入歳出差引額	(a)-(b) (c)	6,268,797	24,183,114	△17,914,317	△74.1
翌年度へ繰り越すべき財源	(d)	0	0	0	—
実質収支額	(c)-(d)	6,268,797	24,183,114	△17,914,317	△74.1
実質収支額のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額		0	0	—	—

5 財産に関する調書

(1) 公有財産

ア 土地及び建物

表 19

(単位：m²)

区 分		前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高	
浄水場	土地(地積)	3,177.00	△3,177.00	0	
	建物	木造(延面積)	0	0	0
		非木造(延面積)	555.00	△555.00	0
		延面積計	555.00	△555.00	0
第2取水ポンプ場	土地(地積)	0	0	0	
	建物	木造(延面積)	0	0	0
		非木造(延面積)	5.46	△5.46	0
		延面積計	5.46	△5.46	0
終末処理場	土地(地積)	8,474.59	△8,474.59	0	
	建物	木造(延面積)	0	0	0
		非木造(延面積)	406.51	△406.51	0
		延面積計	406.51	△406.51	0
サブステーション 施設	土地(地積)	225.37	△225.37	0	
	建物	木造(延面積)	0	0	0
		非木造(延面積)	4.70	△4.70	0
		延面積計	4.70	△4.70	0
車庫 (終末処理場敷地内)	土地(地積)	0	0	0	
	建物	木造(延面積)	0	0	0
		非木造(延面積)	300.31	△300.31	0
		延面積計	300.31	△300.31	0
事務所 (終末処理場敷地内)	土地(地積)	0	0	0	
	建物	木造(延面積)	98.54	△98.54	0
		非木造(延面積)	0	0	0
		延面積計	98.54	△98.54	0
マンホール敷地 (4ヶ所) 矢巾町大字高田 172 m ² 矢巾町大字高田 27 m ² 矢巾町大字広宮沢 16 m ² 矢巾町大字赤林 5.05 m ²	土地(地積)	220.05	△220.05	0	
	建物	木造(延面積)	0	0	0
		非木造(延面積)	0	0	0
		延面積計	0	0	0
合 計	土地(地積)	12,097.01	△12,097.01	0	
	建物	木造(延面積)	98.54	△98.54	0
		非木造(延面積)	1,271.98	△1,271.98	0
		延面積計	1,370.52	△1,370.52	0

イ 動産

表 20

(単位：式)

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
1 浄水場施設			
取 水 設 備	1	△1	0
導 水 設 備	1	△1	0
浄 水 設 備	1	△1	0
配 水 設 備	1	△1	0
電 気 設 備	1	△1	0
塩素滅菌設備	1	△1	0
ろ 過 設 備	1	△1	0
薬品注入設備	1	△1	0
場内配管設備	1	△1	0
凝集沈殿設備	1	△1	0
門柱等設備	1	△1	0
2 第2取水施設			
第2取水設備	1	△1	0
3 場外施設			
給水配管設備	1	△1	0
4 終末処理場施設			
流 入 槽 設 備	1	△1	0
処 理 槽 設 備	1	△1	0
管理棟・汚泥処理棟機械設備	1	△1	0
受 変 電 設 備	1	△1	0
電力制御装置	1	△1	0
汚水配管設備	1	△1	0
流入・放流排水管設備	1	△1	0
門柱等設備	1	△1	0
5 場外施設			
雨水配管設備	1	△1	0
汚水配管設備	1	△1	0
排水管等設備	1	△1	0
6 サブステーション施設	1	△1	0

決算年度中に生じた減少高は、盛岡市、矢巾町で取り交わされた「盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の解散に伴う財産処分に関する協議書」によるものである。

(2) 物品

表 21

(単位：台)

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
路面清掃車	1	△1	0
自動車 (4WD 2トンダンプトラック除雪仕様)	1	△1	0
自動車 (4WD 軽トラック)	1	△1	0
自動車 (4WD 貨物乗用車除雪仕様)	1	△1	0
自動車 (4WD 軽ライトバン)	1	△1	0
小型歩道除雪機	1	△1	0

(3) 基金

表 22

(単位：円)

区 分	前年度末現在高	決算年度積立額		決算年度取崩額	決算年度末現在高
			うち利子分		
財政調整基金	18,586,000	0	0	18,586,000	0

組合解散に伴い基金全額 18,586,000 円を取崩し一般財源に充てたため、決算年度末現在高は0円となっている。

第6 審査意見

令和元年度一般会計について、計数に誤りがなく諸書類も整備され、会計処理が正確であり、予算執行、資金及び財産の管理に関連する事務についても概ね適正に行われていると認められた。

流通センター上下水道の管理移管による水道管分離工事という大規模事業を無事終え、また、収入未済額は5,187円で前年度に比べ249,896円(98.0%)減少し、解散を見据え上下水道使用料の未収金の回収に努められた。

これまで、昭和46年2月の組合設立から令和2年3月の解散までの49年間、岩手流通センターの上水道、下水道、道路、緑地、公園等の維持管理を適切に行い、地域住民の生活環境の向上及び岩手流通センターの発展に大きく貢献されてきたことに感謝申し上げる。

組合解散後においては、承継された事務を遺漏なく適切に履行するとともに、盛岡市、矢巾町それぞれに移管された流通センター上下水道事業については、安心安全な水の提供と良好な下水道の管理を行い、地域における快適な生活環境の維持・向上が図られることを期待する。

議案第5号

南昌グリーンハイツ改修工事請負契約の変更について

令和2年12月10日に当初契約を行った南昌グリーンハイツ改修工事請負に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年矢巾町条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 工 事 名 南昌グリーンハイツ改修工事
- 2 工 事 場 所 矢巾町大字煙山地内
- 3 契約の相手方 盛岡市芋田字武道9番地95
株式会社カガヤ
代表取締役 加賀谷 浩 一

4 変更の内容

項目	変更前	変更後
契約金額	50,930,000 円	55,526,900 円

令和3年2月18日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第6号

矢巾町議会議員及び矢巾町長の選挙運動の公営に関する条例の制定について

矢巾町議会議員及び矢巾町長の選挙運動の公営に関する条例を次のように制定する。

令和3年2月18日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町議会議員及び矢巾町長の選挙運動の公営に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公営に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用の公営)

第2条 町議会議員及び町長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、64,500円にその者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定に基づく候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、法第141条第1項第1号の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により町に帰属することとならない場合に限る。

(選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業者を経営する者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第2号に規定する契約を締結するときは、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、矢巾町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用自動車の使用における公費の支払)

第4条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用されるときは、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が64,500円を超えるときは、64,500円）の合計金額

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約（以下「自動車借入契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用されるときは、当該候補者が指定するいず

れか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が15,800円を超えるときは、15,800円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定に基づく候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手(同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用されるときは、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額(当該報酬の額が12,500円を超えるときは、12,500円)の合計金額

(選挙運動用自動車の使用の契約の指定)

第5条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

(選挙運動用ビラの作成の公営)

第6条 候補者は、7円51銭に法第142条第1項第7号のビラ(以下「選挙運動用ビラ」という。)の作成枚数(当該作成枚数が同号に定める選挙の区分に応じた枚数を超えるときは、当該選挙の区分に応じた枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成における公費の支払)

第8条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超えるときは、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第7号に定める選挙の区分に応じた枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づ

き、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公営)

第9条 候補者は、525円6銭に法第143条第1項第5号に規定するポスター(以下「選挙運動用ポスター」という。)の掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を選挙運動用ポスターの掲示場の数で除して得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数は、1円とする。第11条において「単価の限度額」という。)に選挙運動用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が選挙運動用ポスターの掲示場の数に相当する数を超えるときは、当該相当する数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第10条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ポスターの作成における公費の支払)

第11条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、単価の限度額を超えるときは、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて選挙運動用ポスターの掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、選挙運動の公営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第7号

矢巾町いきいき農村基盤整備事業分担金徴収条例の制定について

矢巾町いきいき農村基盤整備事業分担金徴収条例を次のように制定する。

令和3年2月18日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町いきいき農村基盤整備事業分担金徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、矢巾町いきいき農村基盤整備事業（以下「事業」という。）の費用に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定により、受益者から分担金を徴収することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「受益者」とは、事業の対象となった農地を使用する者又は収益を受ける者をいう。

(分担金の徴収)

第3条 町は、事業に要する費用の額が当該事業に係る補助金の額を超えるときに限り、分担金を徴収するものとする。

(分担金の額)

第4条 各受益者から徴収する分担金の額は、事業に要した費用の額から事業に係る補助金の額を減じた額に、事業の対象となった農地の面積に占める当該受益者が所有する農地の面積の割合を乗じて得た額とする。

(分担金の徴収方法)

第5条 分担金は、一時に徴収する。ただし、町長が必要であると認めるときは、分割して徴収することができる。

(分担金の徴収猶予)

第6条 受益者が天災その他の理由により分担金を納付することが著しく困難であると町長が認めるときは、分担金の徴収を猶予することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第8号

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和3年2月18日提出

矢巾町長 高橋昌造

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
 (矢巾町税条例の一部改正)

第1条 矢巾町税条例(昭和30年矢巾町条例第23号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合における国民健康保険税の減免)</p> <p>第30条 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている国民健康保険税(被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第135条第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1) <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)</u>により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>附 則 (新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合における国民健康保険税の減免)</p> <p>第30条 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている国民健康保険税(被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第135条第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))</u>である感染症をいう。次号において同じ。)により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[]の記載は注記である。</p>	

(矢巾町国民健康保険条例の一部改正)

第2条 矢巾町国民健康保険条例(昭和51年矢巾町条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>第2条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状がありその感染が疑われるときに限る。</u>）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>附 則 （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>第2条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）</u>に感染したとき又は発熱等の症状がありその感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。</p>	

（矢巾町介護保険条例の一部改正）

第3条 矢巾町介護保険条例（平成12年矢巾町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）</p> <p>第11条 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年</p>	<p>附 則 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）</p> <p>第11条 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年</p>

<p>2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第12条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1) <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)</u>により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第12条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。次号において同じ。)</u>により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[]の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第9号

一般職の職員の給与に関する条例及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第1号）及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年矢巾町条例第1号）の一部を次のように改正する。

令和3年2月18日提出

矢巾町長 高橋昌造

一般職の職員の給与に関する条例及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
 (一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年矢巾町条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与)</p> <p>第2条 この条例で「給与」とは、給料、給料の調整額、扶養手当、通勤手当、単身赴任手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。)、管理職手当及び管理職員特別勤務手当をいう。</p> <p><u>(扶養手当)</u></p> <p>第9条 [略]</p> <p>第10条 [略]</p> <p>[新設]</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 この条例で「給与」とは、給料、給料の調整額、扶養手当、<u>地域手当</u>、通勤手当、単身赴任手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。)、管理職手当及び管理職員特別勤務手当をいう。</p> <p><u>(扶養手当)</u></p> <p>第9条 [略]</p> <p>第9条の2 [略]</p> <p><u>(地域手当)</u></p> <p>第10条 <u>地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規則で定める地域に在勤する職員に支給する。</u></p> <p>2 <u>地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>1級地 100分の20</u></p> <p>(2) <u>2級地 100分の16</u></p> <p>(3) <u>3級地 100分の15</u></p> <p>(4) <u>4級地 100分の12</u></p> <p>(5) <u>5級地 100分の10</u></p> <p>(6) <u>6級地 100分の6</u></p> <p>(7) <u>7級地 100分の3</u></p> <p>3 <u>前項の地域手当の級地は、規則で定める。</u></p>
<p>(給与の減額)</p> <p>第12条 [略]</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第12条 [略]</p>

2 前項の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する調整手当の月額その他規則で定める手当の額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間で除して得た額とする。

(時間外勤務手当等に係る勤務1時間当たりの給与額の算出)

第17条 第13条、第15条及び前条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する調整手当の月額その他規則で定める手当の額の合計額に12を乗じ、その額を規則で定める時間で除して得た額とする。

(期末手当)

第18条 [略]

2・3 [略]

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額とする。

5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 [略]

(勤勉手当)

第19条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が町長の定め

2 前項の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額その他規則で定める手当の額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間で除して得た額とする。

(時間外勤務手当等に係る勤務1時間当たりの給与額の算出)

第17条 第13条、第15条及び前条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額その他規則で定める手当の額の合計額に12を乗じ、その額を規則で定める時間で除して得た額とする。

(期末手当)

第18条 [略]

2・3 [略]

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 [略]

(勤勉手当)

第19条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が町長の定め

る基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 〔略〕

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）とする。

4・5 〔略〕

（特定の職員についての適用除外）

第21条の3 第9条、第10条、第10条の4及び第20条の規定は、再任用職員には適用しない。

2 〔略〕

（休職者の給与）

第23条 〔略〕

2 職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの100分の80を支給

る基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 〔略〕

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4・5 〔略〕

（特定の職員についての適用除外）

第21条の3 第9条、第9条の2、第10条の3、第10条の4及び第20条の規定は、再任用職員及び任期付短時間勤務職員には適用しない。

2 〔略〕

（休職者の給与）

第23条 〔略〕

2 職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの100分

<p>することができる。</p> <p>4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、住居手当及び寒冷地手当のそれぞれの100分の60以内を支給することができる。</p> <p>5 職員が矢巾町職員の休職の事由に関する条例（昭和41年矢巾町条例第19号。以下「休職条例」という。）に定める場合の一に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、規則の定めるところに従い、これに給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p> <p>6～9 [略]</p>	<p>の80を支給することができる。</p> <p>4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当及び寒冷地手当のそれぞれの100分の60以内を支給することができる。</p> <p>5 職員が矢巾町職員の休職の事由に関する条例（昭和41年矢巾町条例第19号。以下「休職条例」という。）に定める場合の一に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、規則の定めるところに従い、これに給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p> <p>6～9 [略]</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。</p> <p>（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）</p> <p>第2条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年矢巾町条例第1号）の一部を次のように改正する。</p>	

改正前	改正後
<p>（派遣職員の給与）</p> <p>第4条 法第6条第2項に規定する場合には、派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。第6条において同じ。）に対して、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p>	<p>（派遣職員の給与）</p> <p>第4条 法第6条第2項に規定する場合には、派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。第6条において同じ。）に対して、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第10号

矢巾町農業研修施設設置条例の一部を改正する条例について

矢巾町農業研修施設設置条例（昭和62年矢巾町条例第18号）の一部を次のように改正する。

令和3年2月18日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町農業研修施設設置条例の一部を改正する条例

矢巾町農業研修施設設置条例（昭和62年矢巾町条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>別表（第10条関係） 矢巾町農業研修施設の使用時間及び使用料</p> <p>[略]</p> <p>備考 1～3 [略] 4 <u>暖房</u>を使用する場合には、実費を基準として<u>町長</u>が定める額を別に徴収する。</p>	<p>別表（第10条関係） 矢巾町農業研修施設の使用時間及び使用料</p> <p>[略]</p> <p>備考 1～3 [略] 4 <u>冷暖房</u>を使用する場合には、実費を基準として<u>あらかじめ町長の承認を得て、指定管理者</u>が定める額を別に徴収する。</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 1 1 号

矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例について

矢巾町町営住宅等条例（平成 9 年矢巾町条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 2 月 18 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例

矢巾町町営住宅等条例（平成9年矢巾町条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入居予定者の選考)</p> <p>第7条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 町長は、20歳未満の子を扶養している配偶者のない<u>女子</u>、又は規則で定める要件を備えている老人、心身障害者（現に同居し、又は同居しようとする親族が心身障害者である者を含む。）、配偶者からの暴力の被害者、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等（配偶者からの暴力の被害者を除く。）若しくは平成23年3月11日において東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号）第8条第1項に規定する支援対象地域に居住していた者で速やかに住宅に入居することを必要としているものについては、前項の規定にかかわらず、優先的に入居予定者として決定することができる。</p>	<p>(入居予定者の選考)</p> <p>第7条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 町長は、20歳未満の子を扶養している配偶者のない者又は規則で定める要件を備えている老人、心身障害者（現に同居し、又は同居しようとする親族が心身障害者である者を含む。）、配偶者からの暴力の被害者、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等（配偶者からの暴力の被害者を除く。）若しくは平成23年3月11日において東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号）第8条第1項に規定する支援対象地域に居住していた者で速やかに住宅に入居することを必要としているものについては、前項の規定にかかわらず、優先的に入居予定者として決定することができる。</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第12号

矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について

矢巾町介護保険条例（平成12年矢巾町条例第3号）の一部を次のように改正する。

令和3年2月18日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例

矢巾町介護保険条例（平成12年矢巾町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>平成30年度から令和2年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>2 <u>平成30年度から令和2年度までの政令第39条第1項第6号イの町</u>の定める額は、120万円とする。</p> <p>3 <u>平成30年度から令和2年度までの政令第39条第1項第7号イの町</u>の定める額は、<u>200万円</u>とする。</p> <p>4 <u>平成30年度から令和2年度までの政令第39条第1項第8号イの町</u>の定める額は、<u>300万円</u>とする。</p> <p>5 <u>平成30年度から令和2年度までの政令第39条第1項第9号イの町</u>の定める額は、410万円とする。</p> <p>6 第1項第1号に掲げる者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度における</u>保険料率は、同号の規定にかかわらず、23,400円とする。</p> <p>7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度における</u>保険料率について準用する。この場合において、前項中「23,400円」とあるのは、「39,000円」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度における</u>保険料率について準用する。この場合において、第6項中「23,400円」とあるのは、「54,600円」と読み替えるものとする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>2 <u>令和3年度から令和5年度までの政令第39条第1項第6号イの町</u>の定める額は、120万円とする。</p> <p>3 <u>令和3年度から令和5年度までの政令第39条第1項第7号イの町</u>の定める額は、<u>210万円</u>とする。</p> <p>4 <u>令和3年度から令和5年度までの政令第39条第1項第8号イの町</u>の定める額は、<u>320万円</u>とする。</p> <p>5 <u>令和3年度から令和5年度までの政令第39条第1項第9号イの町</u>の定める額は、410万円とする。</p> <p>6 第1項第1号に掲げる者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの</u>保険料率は、同号の規定にかかわらず、23,400円とする。</p> <p>7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの</u>保険料率について準用する。この場合において、前項中「23,400円」とあるのは、「39,000円」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの</u>保険料率について準用する。この場合において、第6項中「23,400円」とあるのは、「54,600円」と読み替えるものとする。</p>

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[] の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第13号

矢巾町交通安全条例の一部を改正する条例について

矢巾町交通安全条例（平成12年矢巾町条例第26号）の一部を次のように改正する。

令和3年2月18日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町交通安全条例の一部を改正する条例

矢巾町交通安全条例（平成12年矢巾町条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(交通安全対策協議会の設置)</p> <p>第6条 町長は、交通安全対策を効果的に推進するための協議機関として、<u>矢巾町交通安全対策協議会（以下「協議会」という。）</u>を設置するものとする。</p> <p><u>2 協議会は、別表に掲げる団体の長等（以下「委員」という。）をもって組織する。</u></p> <p><u>3 会長は、町長をもって充て、会務を総理する。</u></p> <p><u>4 協議会は、会長が招集し、議長となる。</u></p> <p><u>5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</u></p> <p><u>6 協議会の庶務は、総務課において処理する。</u></p> <p>(悪質違反の追放)</p> <p>第7条 町長は、重大交通事故につながるおそれのある悪質な飲酒運転、暴走行為等を追放するため、関係機関等と緊密に連携し、必要な施策の推進に努めなければならない。</p> <p>(暴走族の根絶)</p> <p>第8条 町長は、<u>暴走族根絶機運の高揚を図るため、関係機関等と連携し、町民及び事業所等総ぐるみとなって暴走族根絶に向けた広報啓発活動を積極的に推進しなければならない。</u></p> <p>(道路交通環境の確保等)</p> <p>第9条 町長は、交通の安全を確保するため、<u>交通の安全に関する施設等の整備を図り、良好な道路交通環境の確保に努めなければならない。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(交通安全教育の推進)</p> <p>第10条 [略]</p> <p><u>2 町長は、効果的かつ適切な交通安全教育を行うため、交通安全教育に関する知識に精通し、かつ、指導力を有する者を</u></p>	<p>(交通安全対策協議会の設置)</p> <p>第6条 町長は、交通安全対策を効果的に推進するための協議機関として、<u>矢巾町交通安全対策協議会（次項において「協議会」という。）</u>を設置するものとする。</p> <p><u>2 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>(悪質違反の追放)</p> <p>第7条 町長は、重大交通事故につながるおそれのある悪質な飲酒運転、<u>妨害運転</u>、暴走行為等を追放するため、関係機関等と緊密に連携し、必要な施策の推進に努めなければならない。</p> <p>[削除]</p> <p>(道路交通環境の確保等)</p> <p>第8条 町長は、交通の安全を確保するため、<u>交通安全施設等</u>の整備を図り、良好な道路交通環境の確保に努めなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(交通安全教育の推進)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>[削除]</p>

交通安全教育推進委員（以下「推進委員」という。）に委嘱するものとする。

3 推進委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（交通安全運動の推進）

第11条 町長は、地域連帯による交通安全対策を講じるため、矢巾町コミュニティ条例（昭和55年矢巾町条例第19号）制定の目的及び基本姿勢の精神を受けて、行政区を単位とする交通安全運動を積極的に推進するものとする。

2 町長は、関係交通団体等がこの条例の目的を達成させるために行う事業及び活動に対して、助成、協力等の支援に努めるものとする。

第12条 〔略〕

第13条 〔略〕

第14条 〔略〕

第15条 〔略〕

〔削除〕

〔削除〕

（団体への支援）

第10条 町長は、関係交通団体等が行う交通事故防止活動その他交通安全の確保に関する活動に対して、必要な支援を行うことができる。

第11条 〔略〕

第12条 〔略〕

第13条 〔略〕

第14条 〔略〕

〔削除〕

別表（第6条関係）

矢巾町交通安全対策協議会委員

関係機関等	職名
国土交通省盛岡国道維持出張所	所長
盛岡広域振興局経営企画部	部長
盛岡広域振興局土木部	部長
紫波警察署	署長
紫波警察署交通課	課長
紫波警察署矢巾交番	所長
矢巾町交通指導隊	隊長
矢巾町交通指導隊	副隊長
矢巾町交通指導隊徳田分隊	分隊長
矢巾町交通指導隊煙山分隊	分隊長
矢巾町交通指導隊不動分隊	分隊長

徳田地区交通安全協会	会長
煙山地区交通安全協会	会長
不動地区交通安全協会	会長
徳田地区交通安全母の会	会長
煙山地区交通安全母の会	会長
不動地区交通安全母の会	会長
岩手中央農協矢巾地域営農センター	所長
矢巾町商工会	会長
矢巾町行政区長協議会	会長
矢巾町コミュニティ会長連絡協議会	会長
矢巾町自治公民館連絡協議会	会長
矢巾町老人クラブ連合会	会長
矢巾町連合婦人会	会長
岩手県立不來方高等学校	校長
矢巾町立矢巾中学校	校長
矢巾町立矢巾北中学校	校長
矢巾町立徳田小学校	校長
矢巾町立煙山小学校	校長
矢巾町立不動小学校	校長
矢巾町立矢巾東小学校	校長
矢巾町保育協議会	会長
矢巾町	町長
矢巾町教育委員会	教育長
矢巾町道路住宅課	課長
矢巾町教育委員会事務局学校教育課	課長
矢巾町教育委員会事務局子ども課	課長

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分並びに太線で囲んだ部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第14号

矢巾町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例について

矢巾町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年矢巾町条例第1号）の一部を次のように改正する。

令和3年2月18日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

矢巾町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年矢巾町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(管理者) 第6条 [略]</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1 [略] (経過措置)</p> <p>2 <u>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）附則第3条の規定により、平成33年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員を第6条第1項に規定する管理者とすることができる。</u></p> <p>3～5 [略]</p>	<p>(管理者) 第6条 [略]</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。<u>ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同項に規定する管理者とすることができる。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1 [略] (経過措置)</p> <p>2 <u>令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第6条第2項の規定にかかわらず、引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を管理者とすることができる。</u></p> <p>3～5 [略]</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[] の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、改正後の附則第2項の規定は、公布の日から施行する。

議案第15号

町道路線の廃止に関し議決を求めることについて

次の町道路線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準ずることとされている同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

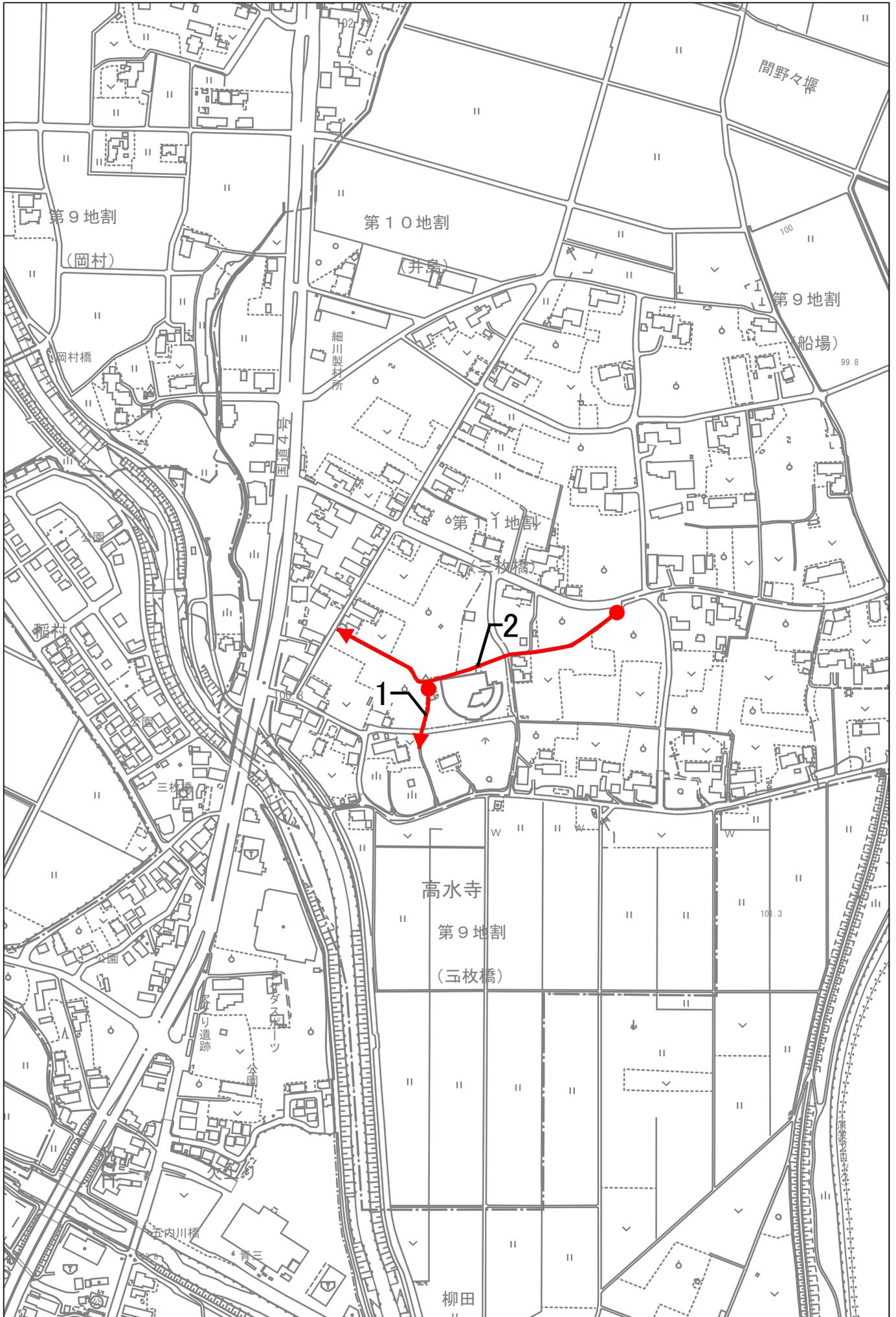
記

路線番号、路線名、起点、終点、重要な経過地及び延長は、別添のとおり。

令和3年2月18日提出

矢巾町長 高橋昌造

番号	路線 番号	路 線 名	起 点	終 点	延長(m)
1	0611	三枚橋 8 号線	土橋第11地割字三枚橋35番 2 地先	土橋第11地割字三枚橋34番 5 地先	83.6
2	0612	三枚橋 9 号線	土橋第11地割字三枚橋48番 3 地先	土橋第11地割字三枚橋17番 2 地先	322.0
3	1080	下海老沼 6 号線	又兵エ新田第 5 地割字明堂87番 2 地先	又兵エ新田第 5 地割字明堂15番14地先	84.1
4	1389	鳶ヶ平 6 号線	煙山第 2 地割字鳶ヶ平134番地先	煙山第 2 地割字鳶ヶ平131番 4 地先	111.0
				合計	600.7





議案第16号

町道路線の認定に関し議決を求めることについて

次の道路を町道路線に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

路線番号、路線名、起点、終点、重要な経過地及び延長は、別添のとおり。

令和3年2月18日提出

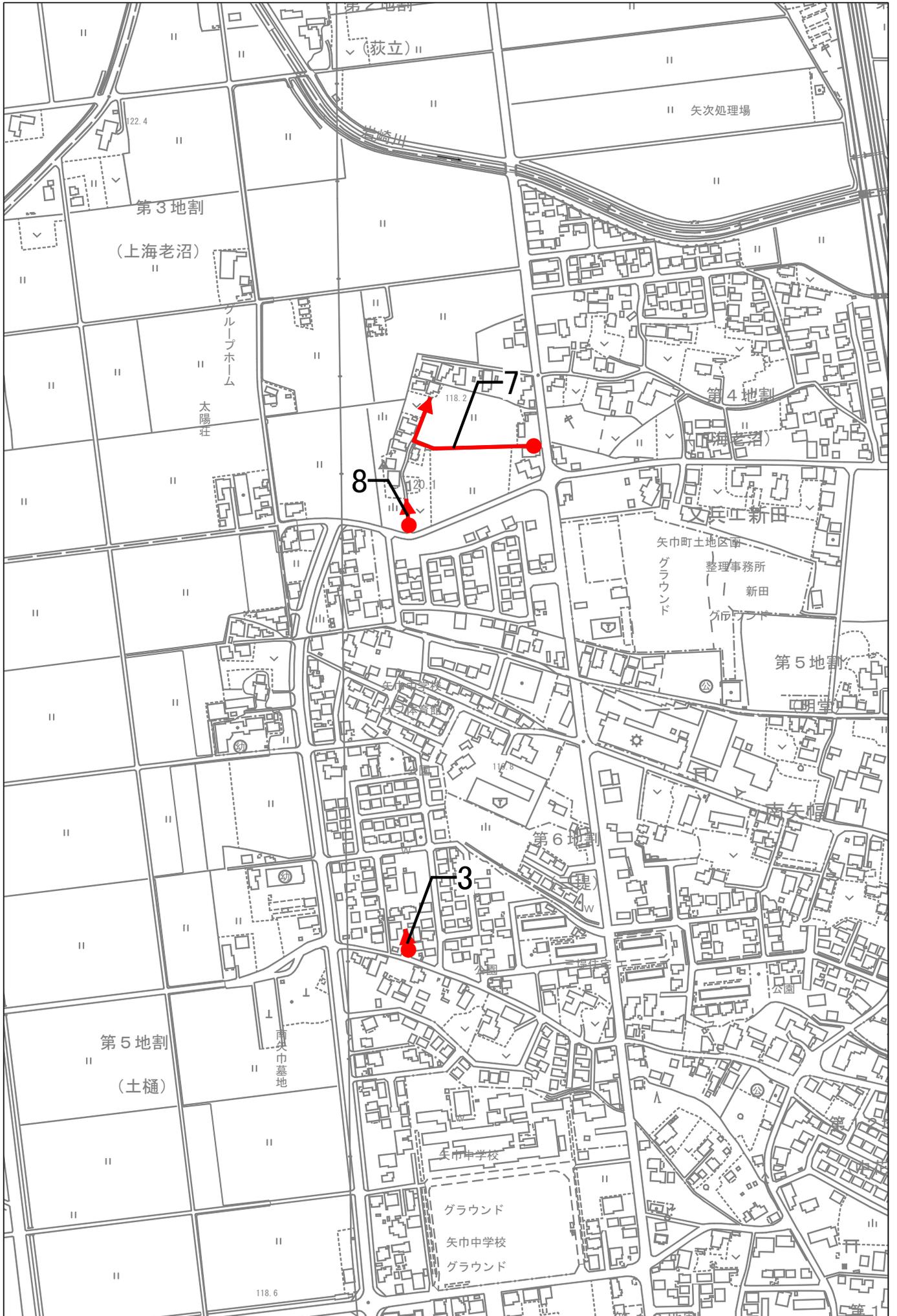
矢巾町長 高橋昌造

別 紙

道路の認定に伴う必要事項

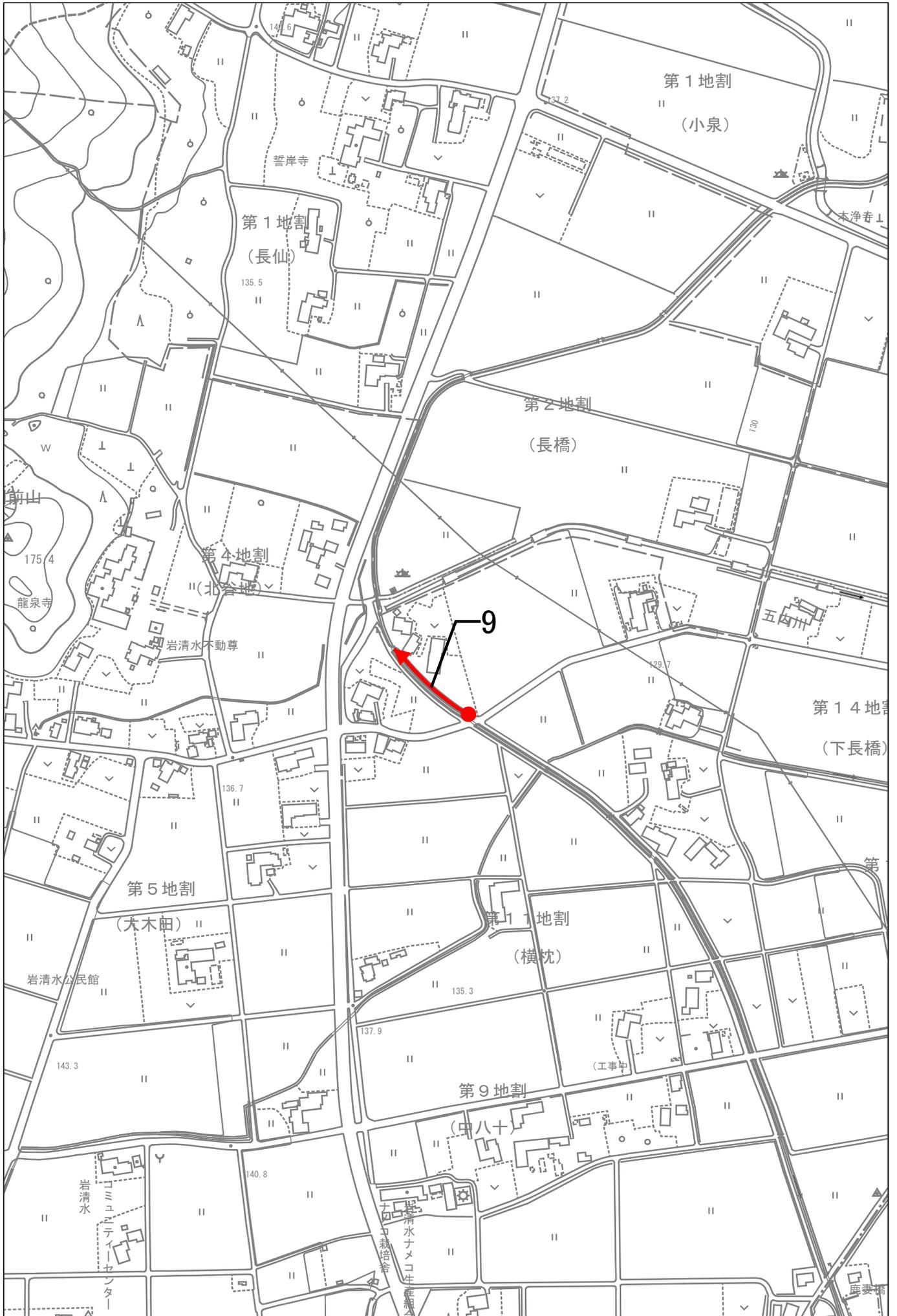
(1/1)

番号	路線 番号	路 線 名	起 点	終 点	延長(m)
1	2755	下海老沼13号線	駅東一丁目62番地先	又兵工新田第4地割128番6地先	17.0
2	2756	新曲戸22号線	又兵工新田第7地割3番3地先	又兵工新田第7地割3番6地先	37.2
3	2757	三堤21号線	南矢幅第6地割313番3地先	南矢幅第6地割313番6地先	26.2
4	2758	北田11号線	高田第12地割10番5地先	高田第12地割10番11地先	57.6
5	2759	畑中8号線	西徳田第5地割86番19地先	西徳田第5地割86番22地先	50.5
6	2760	藤状森9号線	藤沢第7地割25番21地先	藤沢第7地割25番7地先	69.7
7	2761	下海老沼14号線	又兵工新田第5地割102番7地先	又兵工新田第5地割15番59地先	179.2
8	2762	下海老沼15号線	又兵工新田第5地割15番15地先	又兵工新田第5地割15番27地先	26.1
9	2763	長橋4号線	岩清水第13地割4番3地先	岩清水第13地割50番2地先	109.7
10	2764	三枚橋12号線	高水寺第9地割48番3地先	高水寺第9地割49番2地先	129.0
11	2765	三枚橋13号線	土橋第11地割16番22地先	土橋第11地割34番9地先	191.0
合計					893.2









令和 2 年度矢巾町一般会計補正予算（第 1 3 号）

令和 2 年度矢巾町の一般会計補正予算（第 1 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ111,056千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,809,768千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

第1表 歳入 歳入 歳出 予算補正 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		4,727,360	24,061	4,751,421
	2 国庫補助金	3,613,391	24,061	3,637,452
18 繰入金		446,539	86,995	533,534
	2 基金繰入金	438,649	86,995	525,644
補正されなかった款項にかかる金額		9,524,813		9,524,813
歳入合計		14,698,712	111,056	14,809,768

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		3,979,203	2,408	3,981,611
	1 社会福祉費	1,792,743	467	1,793,210
	2 児童福祉費	2,186,460	1,941	2,188,401
4 衛生費		804,129	23,751	827,880
	1 保健衛生費	324,158	23,751	347,909
6 農林水産業費		649,276	0	649,276
	1 農業費	629,812	0	629,812
7 商工費		199,986	△ 413	199,573
	1 商工費	199,986	△ 413	199,573
8 土木費		1,598,704	85,310	1,684,014
	2 道路橋梁費	836,646	85,310	921,956
補正されなかった款項にかかる金額		7,467,414		7,467,414
歳出合計		14,698,712	111,056	14,809,768

歲入歲出予算補正事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 町 税	3,701,915		3,701,915
2 地 方 譲 与 税	179,705		179,705
3 利 子 割 交 付 金	1,962		1,962
4 配 当 割 交 付 金	6,854		6,854
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	5,390		5,390
6 法 人 事 業 税 交 付 金	31,955		31,955
7 地 方 消 費 税 交 付 金	655,101		655,101
8 環 境 性 能 割 交 付 金	19,569		19,569
9 地 方 特 例 交 付 金	33,253		33,253
10 地 方 交 付 税	1,851,841		1,851,841
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,358		4,358
12 分 担 金 及 び 負 担 金	160,060		160,060
13 使 用 料 及 び 手 数 料	79,121		79,121
14 国 庫 支 出 金	4,727,360	24,061	4,751,421
15 県 支 出 金	983,453		983,453
16 財 産 収 入	25,074		25,074
17 寄 附 金	592,471		592,471
18 繰 入 金	446,539	86,995	533,534
19 繰 越 金	471,702		471,702
20 諸 収 入	140,323		140,323
21 町 債	580,706		580,706
歳 入 合 計	14,698,712	111,056	14,809,768

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
1 議会費	130,985		130,985					
2 総務費	4,433,877		4,433,877					
3 民生費	3,979,203	2,408	3,981,611	1,000				1,408
4 衛生費	804,129	23,751	827,880	23,061				690
5 労働費	28,887		28,887					
6 農林水産業費	649,276		649,276					
7 商工費	199,986	△413	199,573					△413
8 土木費	1,598,704	85,310	1,684,014					85,310
9 消防費	423,542		423,542					
10 教育費	1,148,584		1,148,584					
11 災害復旧費	3,180		3,180					
12 公債費	1,289,358		1,289,358					
13 諸支出金	1		1					
14 予備費	9,000		9,000					
歳出合計	14,698,712	111,056	14,809,768	24,061				86,995

歳

入

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
2 民生費国庫補助金	123,128	1,000	124,128	2 児童福祉費補助金	1,000	保育対策総合支援事業費補助金の増 1,000
3 衛生費国庫補助金	31,118	23,061	54,179	1 保健衛生費補助金	23,061	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の増 23,061
計	3,613,391	24,061	3,637,452			

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	261,684	86,995	348,679	1 財政調整基金繰入金	86,995	財政調整基金繰入金の増 86,995
計	438,649	86,995	525,644			

歳

出

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
3老人福祉費	696,868	54	696,922				54	3職員手当等	54	◎老人福祉総務事業の増 ○一般職員給与費の増 ◎介護保険運営事業の増 ○一般職員給与費の増 ◎後期高齢者医療運営事業の減 ○一般職員給与費の減	190 190 164 164 △300 △300
5保養センター費	49,905	413	50,318				413	12委託料 14工事請負費	△77 490	◎国民保養センター管理運営事業の増 ○国民保養センター維持管理事業の増 自家発電設備負荷運転試験業務委託料 工事請負費	413 413 △77 490
計	1,792,743	467	1,793,210				467				

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

3児童福祉施設費	1,395,072	1,941	1,397,013	1,000			941	12委託料 18負担金、補助及び交付金	1,191 750	◎町立保育園事業の増 ○町立保育園運営事業の増 保育管理システム導入委託料 ◎私立保育園助成事業の増 ○私立保育園等整備費補助事業の増 保育対策総合支援事業費補助金	1,191 1,191 1,191 750 750 750
計	2,186,460	1,941	2,188,401	1,000			941				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1保健衛生 総務費	175,598	290	175,888				290	3職員手当等	290	◎保健衛生総務事業の増 ○一般職員給与費の増	290 290
2予防費	148,560	23,461	172,021	23,061			400	3職員手当等	400	◎予防接種事業の増 ○一般職員給与費 ○新型コロナウイルスワクチン 接種体制確保事業の増 消耗品費 接種予約システム管理業務委 託料	23,461 400 23,061 2,781 20,280
								10需用費	2,781		
								12委託料	20,280		
計	324,158	23,751	347,909	23,061			690				

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

2農業総務 費	60,832	0	60,832					12委託料	△4,500	◎農政対策事業 ○農政対策事業 移動式スーパー生活支援事業 業務委託料 移動式スーパー生活支援事業 補助金	△4,500
								18負担金、補助 及び交付金	4,500		4,500
計	629,812	0	629,812								

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

4観光費	9,005	△730	8,275				△730	14工事請負費	△730	◎観光資源管理運営事業の減 ○煙山ひまわりパーク整備事業 の減 工事請負費	△730 △730 △730
------	-------	------	-------	--	--	--	------	---------	------	--	----------------------

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

5自然公園 施設費	6,222	317	6,539				317	14工事請負費	317	◎自然公園管理運営事業の増 ○自然公園維持管理事業の増 工事請負費	317 317 317
計	199,986	△413	199,573				△413				

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

2道路維持 費	361,441	85,310	446,751				85,310	3職員手当等	800	◎除雪事業の増	85,310
								10需用費	2,510	○一般職員給与費の増	800
								12委託料	82,000	○除雪事業の増 燃料費 除雪委託料	84,510 2,510 82,000
計	836,646	85,310	921,956				85,310				

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職
(1) 総 括

(単位：人、千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	168 【0】	(190,299)	576,982 (48,768)	342,090 (16,562)	919,072 (255,629)	190,099 (26,091)	1,109,171 (281,720)	退職手当負担金 108,861 児童手当 7,750
補正前	168 【0】	(190,299)	576,982 (48,768)	340,546 (16,562)	917,528 (255,629)	190,099 (26,091)	1,107,627 (281,720)	退職手当負担金 108,861 児童手当 7,750
比 較	0 【0】	(0)	0 (0)	1,544 (0)	1,544 (0)	0 (0)	1,544 (0)	退職手当負担金 0 児童手当 0

※ 【】内は再任用短時間勤務職員について内書き、()内は会計年度任用職員について外書き。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	管理職手当	管理職員特別勤務手当	日直手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	災害派遣手当
	補正後	12,221	8,888	13,955	131,077	94,130	10,076	8,952	520	548	60,813	910	0
	補正前	12,221	8,888	13,955	131,077	94,130	10,076	8,952	520	548	59,269	910	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,544	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分		
職 員 手 当	1,544	制度改正による増減分		
		その他の増減分	1,544	新型コロナウイルスワクチン接種、除雪等に係る分